



Title	伝統的エリート民主主義の「復権なき復活」(4) ー戦後フィリピン政治体制変動に関する一試論ー
Author(s)	矢野, 秀徳; YANO, Hidenori
Citation	北大法学論集, 54(5), 336-281
Issue Date	2003-12-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15241
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(5)_p336-281.pdf



伝統的エリート民主主義の「復権なき復活」(4)

——戦後フィリピン政治体制変動に関する一試論——

矢野秀徳

目 次

序 章

第一部 1935年憲法下のフィリピン民主主義体制 ——構造、連続と変化、および崩壊——

第1章 フィリピン民主政治概観

第1節 起源と歴史

第2節 フィリピン民主政治の基本構造

第3節 政治エリートの目的と社会的位相

第2章 政治社会構造の変容と政治過程

第1節 クライエンタリズムの変化

第2節 大統領—議会関係の変化

(1) 選挙コストの増大

(以上第54巻第1号)

(2) 国軍とテクノクラート

第3節 新政治勢力に対する議会エリートの対応

第3章 1969年—72年のフィリピン政治 ——エリート民主主義の没落——

第1節 1969年大統領選挙

第2節 「第一四半期の嵐」とその限界

第3節 政治的脅威としてのマルコス

第4節 「民主主義の危機」に対する政治エリートの対応

——エリート民主主義の没落—— (以上第54巻第3号)

第二部 新政治システムの形成と崩壊、および伝統的エリートの「復権

伝統的エリート民主主義の「復権なき復活」(4)

なき復活」

第4章 新社会システムの旧社会的基層

—— マルコス体制：逸脱か連続か ——

第1節 「立憲的権威主義」の形成

第2節 マルコス体制下の国家機構 —— 国軍と官僚制 ——

第3節 クローニー資本主義と王朝化

—— 公権力の私的利用 ——

(以上第54巻第4号)

第5章 マルコス型民主主義の限界

第1節 マルコス型民主主義 —— バランガイ制 ——

(1) 「旧社会」色の踏襲と払拭

(2) バランガイ制の登場、機能、および限界

第2節 伝統的エリートの「政治的生存」と復帰

(1) 戒厳令の地方エリートに対する影響

(2) 伝統的エリートの親マルコス化

(3) 伝統的エリートの政治的復帰

—— 新しいシステム、古いパターン ——

第6章 政治的同盟の模索と反マルコス闘争手法

—— 1972年～83年の伝統野党エリート ——

第1節 反マルコス派エリートと戒厳令

(1) 自由フィリピン運動

(2) フィリピン国内の伝統野党政治エリート

—— 戒厳令から1978年暫定国民議会選挙まで ——

第2節 1978年選挙における反マルコス闘争

(1) 分裂する政治エリート

(2) アキノと1978年選挙

(3) 1978年選挙の帰結 —— 野党の敗北と先鋭化 ——

第3節 都市武力闘争

—— 『点火運動』と『4月6日運動』 ——

(以上本号)

第4節 「正常化」以降の伝統野党エリート

第7章 マルコス体制の危機とアキノ事件

第1節 マルコス体制内における危機の深化

第2節 アキノ暗殺の背景と影響

第8章 選挙によるマルコス体制打倒へ

—— 政治的コンセンサスの形成と伝統的政治エリートの再浮上 ——

第1節 マルコス辞任か、国民和解か

第2節 転機としての1984年5月選挙

第3節 政治的野心と反エリート主義の挫折

— 大統領候補擁立過程 —

第4節 1986年2月選挙 — 選挙を通じた体制打倒へ —

結 論

第5章 マルコス型民主主義の限界

戒厳令布告は、1935年以来のフィリピン民主主義にとっては、その終焉を告げる出来事であったが、政権の延長と独占という政治的野心に駆られたマルコスにとってはほんの始まりでしかなかった。正当性を失い、没落したエリート主義的な旧システムに代わって、自身の政治的野心の実現という目標に適うような新しいシステムを立ち上げる。これが、マルコスの次に取り組むべき課題となった。

第1節 マルコス型民主主義 — バランガイ制 —

(1) 「旧社会」色の踏襲と払拭

戒厳令直後のマルコスは、有力な政治的反対に直面しなかった。しかし、具体的な政治制度形成のすべてを、まったくのフリーハンドで行えたわけではなかった。むしろ、マルコスは、戒厳令布告以前から、あるいはそれとともに生じた2つの政治的条件に拘束されることとなった。第一の条件は、フィリピンの政治的伝統に関するものである。マルコスは、新システムの形成に当たって、フィリピンにおける民主主義的伝統や経験をないがしろにするわけにはいかなかった¹。フィリピンは、「アメリカ型民主主義のアジアにおけるショーウィンドウ」として、アメリカ植民地時代以来の選挙制度や立憲主義の伝統があり、また選挙を通じての定期的な政権交代を経験していた。これらのアメリカ型民主主義諸制度は、(伝統的クライエントリズムと並んで) フィリピンにおける政

¹ Mark M. Turner, "Authoritarian Rule and the Dilemma of Legitimacy", *Pacific Review*, vol.3, no.4 (1990), pp.349-362.

治的正当性の重要な柱となっていたし²、その理念がいかに実態とかけ離れていたとはいえ、「フィリピン人は、立憲主義、政府はその権威を人民の同意から引き出さねばならないという理念、人間の潜在能力は自由な雰囲気の中でこそ最大限発揮されるという理念への熱意を失っていなかった」³。また、70年代初頭には、「第一四半期の嵐 (First Quarter Storm)」に代表される、直接民主主義的な政治運動の台頭も経験していた。このような歴史的背景と状況を鑑みれば、権力の独占を目論むマルコスとしても、新システムでの政治参加を完全に抑圧することは逆行的な措置であった。加えて、民主制下での大統領在任中に、伝統的議会エリートをバイパスする形で、各バリオ (村落) キャプテンと直接的なパトロネージ関係を形成していたことも、マルコスにとっては「政治的財産」として活用できるように思われた。

しかし、他方で、旧式のシステムを維持することも、マルコスにとっては得策ではなかった。これが、マルコスの政治エリートとしてのイメージの問題に関連する、第二の政治的拘束要因であった。第一部で論じたように、フィリピンの権威主義化の背景にあったのは、そのエリート主義的民主主義の自己崩壊とでも呼ぶべき正当性の低下であった。マルコスは、戒厳令以前から、腐敗し墮落した民主主義、すなわち「旧社会」に代わる「新社会」の実現を主張するとともに、自身についても「新しいフィリピン人」というイメージを提示した。しかし、政治家としての自己イメージをいかに刷新しようとしたところで、大統領就任後、国家財政を圧迫するほどの過剰なパトロネージのバラマキを行い、69年大統領選挙をフィリピン政治史上空前の「汚れた選挙」にした責任の一端がマルコスにあったということもまた明白であった。つまり、マルコスは、没落したフィリピン民主主義の救世主というよりは、むしろその中心人

² John T. Sidel, "The Philippines: The Language of Legitimation", in Muthiah Alagappa (ed.) *Political Legitimacy in Southeast Asia: The Quest for Moral Authority* (California: Stanford University Press, 1995).

³ Benjamin N. Muego, *Spectator Society: The Philippines under Martial Rule* (Athens, Ohio: Ohio University Press, 1988), p.169.

物だったのである⁴。カーン (Peter R. Kann) によれば、

…戒厳令を支持するフィリピン人の間ですら、かなりの数の人たちが、大統領の述べる戒厳令布告の正当化根拠に疑問を感じたり、彼の動機や誠実さを疑いつづけている。これらのフィリピン人は、マルコスなき戒厳令を望んでいた。

戒厳令のパラドクスは、〔1965年から72年までの〕7年もの間、旧社会の段階的解体の主役を務め、その欠点や失敗に少なからず責任のある人物が、今や「新社会」の父となっていることである⁵。

こうした事情から、マルコスは、自身にまつわる「旧社会」色を払拭しようと試み、戒厳令を、社会経済改革のみならず、「規律(discipline)」などのスローガンに示される一種の精神改革や価値体系改革の契機として位置づけようとした⁶。同様に、政治制度形成においても、「旧社会」との決別が試みられねばならなかった。さらに、伝統的政治エリートの排除を試みる以上、新システムは、彼らの影響力を削減するものでなければならなかった。

72年12月、マルコスは、「旧社会」エリートによる過去回帰的な企てが起こっており、新システムは以前の民主主義的なそれとは異なるも

⁴ 旧社会批判に際して、マルコスが「すべての金持ちと特権層がオリガーキー階級を構成するわけではない……オリガーキー〔とは〕公的私的権力の無責任な行使によって自己利益を促進している少数者を指している」と述べたのは、そうした自己イメージを自覚していたからである。Ferdinand E. Marcos, *Today's Revolution: Democracy* (n.p., 1971), p.81. および第4章第1節(2)参照。

⁵ Peter R. Kann, "The Philippines without Martial Law", *Foreign Affairs*, vol.52, no.3 (1974), p. 615.

⁶ Jose V. Abueva, "Ideology and Practice in the 'New Society'", in David A. Rosenberg (ed.) *Marcos and Martial Law in the Philippines* (Ithaca: Cornell University Press, 1979), p.35. Chester L. Hunt, "Philippine Values and Martial Law", *Journal of Southeast Asian Studies*, vol.11, no.1 (1980).

のでなければならないとして、次のように論じている。

正常化にあたっては、いくつかの機構が作られねばならないが、それは政府が〔伝統的エリートの〕旧式の習慣を根絶する能力を保証するものでなければならない。……問題は、いかに国民に十分な市民権を許容しながら、旧社会の腐敗の原因となった〔彼らエリートの〕習慣を根絶する規律を課していくかということだ。我々は選挙法を改正しなければならないかもしれない。しかし、私が行いたいのは、政治家の役割を二次的なものにするのだ⁷。

これは、後に形成される新政治制度「バランガイ制」を念頭においた発言であり、間もなく、それは、議会と選挙に代わる、草の根的な直接民主主義的制度として具体化する。

(2) バランガイ制の登場、機能および限界

議会と選挙、政党活動を停止した後の、唯一の政治参加チャネル「バランガイ制 (Barangay System)」の原型が登場したのは、1972年12月の大統領令 (Presidential Decree: PD) 86号においてであった⁸。ここで「原

⁷ *Far Eastern Economic Review*, December 23, 1972, p.11.

⁸ バランガイとは、元来、スペインによるフィリピン占領以前、マレー人がフィリピン諸島へ移住する際に用いた小船を意味し、転じて、30から100家族程度からなる自治の村落を表す言葉となった。ただし、フィリピン占領後のスペイン人は、バランガイではなくバリオ (Barrio) というスペイン語を用いたため、以後、行政機構の最末端を表す用語としてはバリオが用いられることになった。地方自治の最小単位としてのバリオの地位は、1963年「改正バリオ憲章 (Revised Barrio Charter)」によって法制化されている。したがって、国民の多くにとっては、「バリオ」の方がより身近な言葉であったが、「バランガイ」は決して耳慣れない言葉ではなかった。池端雪浦「東南アジア基層社会の一形態——フィリピンのバランガイ社会について」『東洋文化研究所紀要』第45号 (1971年)、86頁—88頁。

型」というのは、同令においては、バラングイではなく、『市民集会 (Citizen Assembly)』という名称が使われていたからである。同令によれば、『市民集会』は、「民主的過程における市民参加の基盤を拡大すること、および重要な国家的問題に関して、市民が意見を表明する十分な機会を与える」ための草の根的な直接民主主義制度であるとされた。『市民集会』は、各バリオ、都市部においては各地区 (ward) を単位として設置され、そこに6ヶ月以上在住する15歳以上の全住民に参加権が与えられるとされた⁹。その規模は、バリオや都市部地区の大きさによって異なるが、概ね、100戸から500戸程度から構成されていた¹⁰。そして、翌年1月の大統領令86号Aで、「市民集会」を今後はバラングイと呼ぶとの布告がなされた。このようにして、バラングイ制は、市民がその意思を政策決定過程に反映させる直接民主主義制度という触込みで、上から立ち上げられたのである。

マルコス体制下最初の「バラングイ民主主義」は、1973年1月中旬に実施された。全11項目の質問からなるこのレファレンダムでもっとも重要だったのは、明らかに、戒厳令布告後完成した新憲法を承認するか否かという質問であった。なぜなら、この質問に対して賛成多数が得られ、

⁹ 大統領令86号。従来の規定では、参政権は21歳以上の全成人に与えられるとされていたから、ここで選挙参加年齢は引き下げられることになった。有権者年齢の引き下げは、第一期マルコス政権時代の学生運動勢力による要求の一つであった。この問題に対するマルコスの取り組みは元来消極的であったが、年齢引き下げに好意的な国民の反応を見て、この措置に踏み切った。Far Eastern Economic Review, February 20, 1969, p.319. また、この措置について、マルコスは、太古のバラングイでは青年層も戦闘に参加したこと、および、現代の15歳の青年層はより政治化しているからだという理由を(表向きには)提示した。Ferdinand E. Marcos, *Selected Speeches of Marcos from September 1972-September 1973* (Manila: Department of Public Information, 1973), p.88. Cited in Florentino G. Ayson and Jose B. Abeletez, *Barangay: Its Operations and Organizations* (Metro Manila: National Book Store, 1985), p.9.

¹⁰ Lela G. Noble, "Politics in the Marcos Era", in John Bresnan (ed.) *Crisis in the Philippines: The Marcos Era and Beyond* (Princeton: Princeton University Press, 1986), p.86. A. E. Lapitan, "Citizens Assemblies in the Philippines: Institutional-Building under Martial Rule", *Asian Profile*, vol.3, no.4 (1975), pp.415-417.

新憲法が承認されれば、同憲法「経過規定」に基づき、35年憲法下での国軍最高司令官としての権限はもとより、新旧両憲法の大統領および首相権限に加えて、立法権まで行使できることになるからである¹¹。結果的には、圧倒的多数の国民が新憲法を承認し、また戒厳令の継続を望んでいるとされた¹²。また、このレファレンダムでは、旧エリートの牙城であった議会の「処遇」についても質問がなされた。すなわち、「1935年憲法に規定された1973年11月に選挙を実施するのを望むか」「もし73年に選挙を実施しないのなら次の選挙実施はいつを望むか」「議会は再び通常国会を開催すべきだと思うか。あるいは議会を再び開催してほしいか」(前2問は下院総選挙のみならずマルコス自身の大統領選挙にも関する質問であった)というのがそれであり、圧倒的多数が現行議会の召集に反対しているとされた。最終的に、マルコスは、レファレンダム実施2日後の1月17日、新憲法承認を宣言すると同時に、「経過規定」に定められた暫定国民議会は召集しないと発表した。これについてマルコスは、暫定国民議会召集は憲法上の義務ではなく、あくまで現職大統領の自由裁量によるものだと主張した¹³。

このレファレンダムは、その実施発表からわずか10日あまりの間に、質問内容も幾度か変更され、また地方公職者の間でもその実施方法(すなわち「市民集会」「バランガイ制」の組織方法)をめぐる混乱が見られた¹⁴。また、レファレンダムの実施差し止めを求める10件の訴訟が最高裁に提出されたが¹⁵、そこでの最大の争点はその実施方法であった。「バランガイ」なる「市民集会」を通じて、しかも(投票ではなく)挙

¹¹ 73年憲法「経過規定」については、第4章注17参照。

¹² 前年11月、マルコスは、新憲法が拒否されれば戒厳令を継続し、承認されれば戒厳令は解除すると述べたが、結局この公約は反故にされた。*Far Eastern Economic Review*, December 9, 1972, p.12.

¹³ 大統領布告1103号。『アジア動向年報1974年版』394頁-395頁。

¹⁴ Alex B. Brillantes, "Explaining Philippine Authoritarianism: Martial Law in 1972" (Ph. D. Dissertation, University of Hawaii, 1986), pp.95-96.

¹⁵ 最高裁はレファレンダム実施後の73年1月22日、これらの訴訟を学術的問題であるとして退けた。Muego, *Spectator Society*, p.96.

手によって憲法を改正するなど、旧憲法のどこにも見当たらない規定であった。したがって、新憲法批准（およびその帰結としての暫定国民議会非召集）によって「政治生命」を絶たれる5人の上院議員などから、批准は無効であるとの訴えが最高裁に提出された。「共和国を独裁という冷徹な現実から救う」というのが彼らの主張であった。これに対して最高裁は、73年3月、6対4でバランガイを新憲法承認の基礎とすることは無効であるという判断を下した。しかし、その一方で、新憲法が法的効力を持つことについては司法的な障害はないとして、新憲法承認を事実上追認した¹⁶。この判決により、マルコス、行政権はもとより立法権まで手中に収めることに成功した¹⁷。

戒厳令後2度目のレファレンダムは、73年7月、大統領の任期延長を主目的に実施された。これは、旧憲法の規定では、同年12月にマルコスの大統領任期が失効することに先手を打つ形で実施したものであった。「マルコス大統領が1973年を超えて〔統治を〕継続し、戒厳令下で着手した改革を完成することを望むか」という質問に対し、結果は、数にして約1800万人、90%の有権者が、マルコスの任期延長を認めるというものであった¹⁸。同時に、このレファレンダムでは、73年憲法経過規定の暫定国民議会を召集せず、代わりに（マルコスが任命する）立法諮問議会を設置することも同程度の賛成率で決定された。この結果、公布後

¹⁶ Jean Grossholtz, "Philippine 1973: Whither Marcos?", *Asian Survey*, vol.14, no.1 (1974), p.105. Carolina G. Hernandez, "Constitutional Authoritarianism and the Prospects of Democracy in the Philippines", *Journal of International Affairs*, vol.38, no.2 (1985), p. 245. Rolando V. del Carmen, "Constitutionalism and the Supreme Court in a Changing Philippine Polity", *Asian Survey*, vol.13, no.11 (1973), pp. 1056-1058. *Far Eastern Economic Review*, April 23, 1973, pp. 25-26.

¹⁷ また、この判決は、マルコスが1935年憲法下での大統領任期（73年12月）を超えて統治することを合法とした75年の最高裁判決の重要な法的根拠の一つとなった。Albert F. Celezo, *Ferdinand Marcos and the Philippines: The Political Economy of Authoritarianism* (Connecticut: Praeger Publishers, 1997), p.58.

¹⁸ *Far Eastern Economic Review*, August 13, 1973, p.15. Abueva, "Ideology and Practice", p. 47. Robert B. Stauffer, "Philippine Corporatism: A Note on the 'New Society'", *Asian Survey*, vol. 17, no.4 (1977), nn.23.

ずか半年で73年憲法は事実上改正されたことになり、マルコスのこの変節ぶりは、今日のフィリピンでの唯一の憲法はマルコスなのではないかという印象を与えることになった¹⁹。

続いて、第3回目のレファレンダムが実施されたのは、1975年であった。当初は74年9月に実施が予定されていたものの、地方政治家の抵抗で延期されていた(マルコスは表向きには台風を実施延期の理由とした)このレファレンダムは、戒厳令の継続、地方自治体首長の公選制から任命制への変更、およびマニラ地域4市13町のマニラ首都圏(Metro Manila)への統合の是非を問うものであった²⁰。このレファレンダムでは、国内のおよび対外的に重要な2つの背景があった。第一に、このレファレンダムにおいて、マルコスが、初めて公然たるボイコット運動に直面したことである。戒厳令下、社会運動や既成政治エリートによる政治活動は規制されていたため、反対運動は戒厳令体制下でも比較的自律性を保っていた宗教団体から発生した。まず、5人のカトリック関係者を含むグループから、マルコスのレファレンダム実施権限の法的正当性をめぐる提訴が最高裁に提出された²¹。また、フィリピン主要修道院長協会(the Association of Major Religious Superiors of the Philippines: AMRSP)も、レファレンダム前最低90日の自由討論期間と第三者監視機関の設置を要求し、条件が満たされない場合にはレファレンダムのボイコットを呼びかけるとマルコスに圧力を加えた。これに対してはマルコスも譲歩せざるを得ず、レファレンダムを75年1月から2月下旬へ再延期しなければならなかった²²。第二に、このレファレンダムは、対外的支持(および外国投資)の確保とも直結していた。このことは、75年レファレンダムが、チェイス・マンハッタン銀行の役員との会見の中で打ち出されたものであることから伺える²³。このレファレンダムにおいても、前

¹⁹ *Far Eastern Economic Review*, August 6, 1973, p.20.

²⁰ *Far Eastern Economic Review*, January 24, 1975, p.13.

²¹ Lela G. Noble, "Philippines 1975: Consolidating the Regime", *Asian Survey*, vol.16, no.1 (1976), p.179.

²² David Wurfel, *Filipino Politics: Development and Decay* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1988), pp. 119-120.

²³ *Far Eastern Economic Review*, January 24, 1975, p.13.

2回のレファレンダム同様、90%近い賛成率で、戒厳令の継続と地方自治体役員の大統領による任命制が承認された。対外的正当性の確保が眼目となったという点では、翌76年の戒厳令継続・憲法改正レファレンダムも同様であった。この76年レファレンダムは、直接的には、後の議会再開をにらんでマルコスの大統領権限を損なわない形での「正常化」に法的な道筋をつける意味をもっていたが²⁴、その一方で、同年に開催された国際通貨基金（IMF）・世界銀行年次総会マニラ大会に合わせて実施されたものでもあったからである。

上記のように、「バラングイ民主主義」は、草の根の住民組織に国民を囲い込み、政治参加を動員した上で一定方向に「誘導」する政治制度であった。争点は、もっぱら大統領兼首相としてのマルコスの権限強化や任期延長に関するものであった²⁵。したがって、バラングイ民主主義の最大の機能と目的は、マルコスの独裁的権力を正当化することに他な

²⁴ 76年の憲法改正は全9項目からなり、その主な内容は次のとおり。暫定国民議会は暫定バタサン・パンバンサ（Interim Batasang Pambansa: IBP）へと名称変更され変更と選出方法も変更される（修正1号）。現職大統領はIBP組織後も正規の内閣総理大臣としてその権限を引き続き行使する（修正3号）。現職大統領は35年憲法の大統領権限、73年憲法の大統領・首相権限を引き継ぐ（修正4号）。現職大統領の判断において重大な緊急事態や脅威が発生していると見なされた場合、あるいはIBP・正規バタサン・パンバンサが作動しえないと見なされた場合には、大統領は必要な布告・命令・通達を出すことができ、それは国内法の一部となる（修正6号）。これにより、マルコスは引き続き立法権を行使できるものとされた。作本直行「フィリピンの権威主義体制と統治構造」『アジア経済』第26巻10号（1985年）82頁。なお、マルコスがIBP召集を正式に発表するのは77年9月である。これについては次章で論じる。

²⁵ 他方、農地改革やその他の社会経済改革が争点としてレファレンダムにかけられたのは、1983年8月「ベニグノ・アキノ元上院議員暗殺事件」（後述）によってマルコスが政治的に守勢に立たされる中、バタサン・パンバンサ選挙を目前に控えて実施された84年5月レファレンダムにおいてのみであった。このレファレンダムでは、副大統領制の復活および同議会の選挙区制の変更とともに、公有地の土地なし農民への売却と、土地貧困層やホームレス、スクオッター（土地不法滞在者）に土地や住宅を提供する都市土地改革の実施の是非が問われた。

らなかった。

しかし、結果的には、バランガイ民主主義——マルコス体制下での数度にわたるレファレンダム——は、国内的な政治的正当性の確保という点でも、またフィリピンの民主主義的伝統の継承という点でも、十分な成果をあげたとは言いがたかった。確かに、政治参加の機会を拡大するという意味では、バランガイ民主主義は、フィリピンに一定の「民主化」をもたらしたと言えるし、その限りにおいて、従来の民主主義体制の「発展」を図ったと言うことができよう。第一に、国政参加の参加資格年齢は15歳にまで引き下げられた。第二に、バランガイ制は、これまで政治的に疎外されてきた大衆層に国政への直接参加の機会を提供するものでもあった。だが、バランガイ制は、フィリピンの民主的伝統の継続という点では質的に不十分な政治参加チャンネルであった。

まず、そこでのレファレンダムは、戒厳令下という事情もあり、いずれも報道・集会・表現の自由や物理的安全といった政治参加のための最低限の条件すら保証されない中で実施された。投票は、警察軍や国軍兵士の立会いのもとで実施されるのが一般的であった。争点は、国民の意思とは無関係にもっぱら上から設定され²⁶、また、マルコスは、表明された「住民の意思」についても、それは法的拘束力を持つものではなく単に諮問的なものにすぎないという姿勢を崩さなかった。争点や質問内容の周知も不徹底であった。制度それ自体についても、住民への説明もなく性急に上から実施・形成されたという事情もあり関心は低調であった²⁷。また、候補者間の競争を伴わないレファレンダムという制度自体が、選挙をしばしば鬪鶏になぞらえ、競争を投票のインセンティブの一因としてきたフィリピン人の興味や関心を呼び起こすものではなかった。さらに、マルコスは、「有権者名簿に登録し投票することは有権者であ

²⁶ Raul P. de Guzman and Associates, "Citizen Participation and Decision-Making under Martial Law Administration: A Search for a Viable Political System" *Philippine Journal of Public Administration*, vol.21, no.1 (1977), pp.6-7 and 15-16. Abueva, "Ideology and Practice", pp. 47-48 and 53-54.

²⁷ Mark M. Turner, "Elites and Power in a Philippine Town under Martial Law, 1972-1976", *Philippine Studies*, no.37 (1989), pp.294-297.

る全市民の義務である」という73年憲法の条項を道徳的義務ではなく法律義務として解釈した上で、レファレンダムへの棄権者を1ヶ月以上6ヶ月以内の禁固刑に処すとの大統領令を73年に公布し、投票を事実上義務化した²⁸。(新制度への低関心も手伝って)次第に、処罰への恐怖だけが投票の唯一のインセンティブになっていった²⁹。戒厳令初期のバランガイ制によるレファレンダムの投票率が、それ以前のフィリピン選挙と比べて高かったのは³⁰、このような強制的措置によるところが大きかった。

他方で、以上のような「締め付け」策にもかかわらず(あるいはそれゆえに)、バランガイ制における政治的動員力は低下していった。戒厳令解除の約3ヵ月後、大統領選挙の約1ヶ月前に実施された81年4月の新憲法承認レファレンダムでは、実際に投票したのは全有権者のせいぜい60%程度だったという³¹。制度それ自体に対するシニシズムやアパシーも広く蔓延するようになった。この傾向は、戒厳令後、年月を経るごとに強くなり、76年憲法改正レファレンダムの頃になると、「以前は高かった…戒厳令の受容も、今やレファレンダムの結果減少しつつある。フィリピン人は、投票に行く時は笑っているが、しかし実際は羊のように扱われていることを恨んでいる。マルコスは、フィリピン人の政治的素養をかなり過小評価するという誤りを犯している」³²と評されるようになった。この結果、投票や開票、集計における政権側の不正工作が行われるようになり、これは国民にとっても公然の事実となった。かくして、バランガイ民主主義を通じた政治動員は、マルコス体制に政治的正当性を付与するものではなくなっていった³³。

²⁸ Wurfel, *Filipino Politics*, p. 118.

²⁹ *Far Eastern Economic Review*, October 29, 1976, p. 19.

³⁰ 1946年憲法改正プレビサイトの投票率は約64%、69年・70年・71年選挙の投票率はそれぞれ約80%、約68%、約81%であったが、73年7月レファレンダムのそれは約84%であった。De Guzman and Associates, "Citizen Participation and Decision-Making", p. 6.

³¹ *Far Eastern Economic Review*, April 17, 1981, pp. 10-11.

³² *Far Eastern Economic Review*, October 22, 1976, p. 25.

³³ Wurfel, *Filipino Politics*, pp. 117-122.

第2節 伝統的エリートの「政治的生存」と復帰

(1) 戒厳令の地方エリートに対する影響

マルコスにとって、バランガイ制は、自身の政治的イメージを刷新するとともに、政治エリートの構成を変えるという意味で「旧社会」と決別する手段でもあった。「旧社会」時代の伝統的政治エリートは、地方における自律的な権力基盤ゆえに、フィリピン政治における地方遠心的な要因として働くと同時に、その特殊利益志向性によって、マルコスから見て「手に負えない」「扱いにくい」存在となっていた。マルコスによる伝統的議会エリートの権力の削ぎ落としは、国家主導型パトロネージおよびポークバレルのバリオキャプテンへの直接交付という形で、戒厳令以前からすでに開始されていた。この動向は、戒厳令後さらに加速する。

戒厳令は、まず、議会と選挙の停止という形で、伝統的エリートに影響を与えた。議会の閉鎖により、伝統的エリートは公職の座を失ったが、これは、彼らの集票ネットワークの維持と動員に必要な不可欠なポークバレル配分の機会から、彼らが排除されたことを意味していた。また、選挙制度の停止は、彼らが公的および象徴的にその権力を正当化する手段を失ったことを意味していた。

また、戒厳令とともに、自律的な政治活動に制限が加えられたことに加え、治安と秩序の回復という名目で、各地の犯罪組織とともに、政治エリートの私兵団が解体されたことも、彼らの政治的資源への打撃となった。これに関連して重要だったのは、地方警察に対する権限が地方エリートから剥奪されたことであった。すなわち、1976年の国家統合警察 (Integrated National Police: INP) 発足によって、地方警察はフィリピン国軍警察軍 (Philippine Constabulary: PC) 下に編入され、それとともに従来市長の手にあった地方警察への人事権および監督権は国防省およびマルコスの手へと移ることになった³⁴。民主制時代の地方警察は、地

³⁴ Richard J. Kessler, *Rebellion and Repression in the Philippines* (New Heaven and London: Yale University Press, 1989), pp. 121-122.

方エリートにとっては、人事上のネポティズムの資源としてだけでなく、私兵団と並ぶ重要な政治的暴力資源であったが、今や彼らは（仮にインフォーマルな影響力を行使できたとしても、少なくとも）警察に対する公的な権限を失うことになった。

加えて、戒厳令後の中央集権化傾向も、地方に基盤を持つ伝統的エリートの影響力に対する政治的脅威となった。中央—地方間の権限関係の変更を含む行政改革は「新社会」下での主要改革眼目の一つであり³⁵、一般的に、戒厳令下では、地方政府の統廃合権や開発計画の作成に関して中央集権化が進められた³⁶。中でも、地方政治エリートのパトロネージ配分能力の低下に関して最も重要なのは、地方政府・コミュニティ開発省（Department of Local Government and Community Development, 以下「地方省」と略）の設置であった。地方公職者に対する苦情の調査から家族計画の実施にいたるまで広範な権限が与えられた地方省は、州および市町政府が中央政府の政策を正確に実施しているか否か監督する権限も有していた。そして、地方公職者に関する罷免その他の人事上の権限を地方省が有していたことは、彼ら地方エリートに対する大きな政治的脅威となると同時に、彼らが地方省（すなわち中央政府）に従属する要因となった。また、地方省が開発資金配分の「窓口」として機能したことは、バリオなど地方末端公職者の政治的忠誠心を、（民主制時代にはパトロネージ配分チャネルであった）上位の特定の政治エリートから中央政府機関に移行させる引き金となった。かくして、「官僚〔機構〕が地方政

³⁵ これは、戒厳令後最初の大統領令（1号、1972年9月21日布告）が、行政機構の再編や改善に関するものであったことから伺える。

³⁶ 地方開発評議会（regional development council）や各省庁の地方事務局の設置といった「分権的」措置も同時に採られたが、これらは各地方機関の権限を強化するというよりは、中央機関の出先機関に権限を委譲する性格が強く、それゆえ地方分権化に寄与するものではなかったという。Raul P. de Guzman, Mila A. Reforma and Elena M. Panganiban, “Local Government”, in Raul P. de Guzman and Mila A. Reforma(eds.), *Government and Politics of the Philippines* (Singapore: Oxford University Press, 1988), pp.216-217. Raul P. de Guzman, “The Evolution of Filipino Political Institutions: Prospects for Normalization” *Philippine Journal of Public Administration*, vol.26, nos.3&4 (1982), pp.217-218.

治エリートに自身を適応させるという従来の必要性は戒厳令下で逆転し、「今や、大統領の政策を実施する主要な責任を負った、中央…官僚〔機構〕に対して、州および市町の政治家たちが自らを適合させる番となった」³⁷。(前章で論じた)国軍の役割拡大にともなうその「パトロン化」にも見られたように、戒厳令下では、国家機構が主要なパトロネージの源泉および経路となったことで、地方政治エリートの存在基盤は打撃を被ったのである。

(2) 伝統的エリートの親マルコス化

以上のように、マルコスによる戒厳令後の諸政策は、伝統的議会エリートの政治資源に影響を与えた。しかしながら、すべての伝統的エリートが様にその政治的影響力を低下させたわけではなかった。エンリレ国防相 (Juan P. Enrile, カガヤン溪谷地方が基盤) やロムアルデス家 (Romualdez, レイテ地方が基盤) のように、政府閣僚あるいはイメルダ夫人の血縁として戒厳令下でも影響力を維持ないし拡大した者の他にも、マルコス体制下で「温存」された伝統的エリートも少なからず存在したのである。まず、1949年から72年まで、セブ北東部を地盤に国会議員の座を独占したデュラノ (Ramon Durano, Sr.) の例が挙げられる³⁸。デュラノ家は、同地域の中心部ダバオ市の市長を戦後ほとんどの時期にわたって独占した典型的地方政治王朝であり、65年大統領選挙以来、セブ地域におけるマルコスの第一の盟友であった (同時に、69年大統領選挙におけるマルコスの対立候補オスメーニャの政敵でもあった)。戒厳令後も、マルコスとデュラノの盟友関係は維持され続けた。72年から78年までは、他のエリート同様、中央政治における公職を失ってはいたが、その間、デュラノは、レファレンダムにおける大量の「マルコス支持票」を動員し続けることで、マルコスに対する忠誠心を示したのである。もっとも、

³⁷ Turner, "Elites and Power", pp. 292-293.

³⁸ 以下、デュラノについては、Michael Cullinane, "Patron as Client: Warlord Politics and the Duranos of Danao", in Alfred W. McCoy (ed.) *An Anarchy of Families: State and Family in the Philippines* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1994), pp. 163-241. に基づいている。

マルコスの側は、セブ地域におけるデュラノの政治的影響力を抑制するために、76年、地方政府首長のマルコスによる任命がレファレンダムで承認されたのを機に、非デュラノ系・反オスメーニャ系の人物をセブ州知事に任命した。デュラノとこの新知事は、その後、与党内で対立・競合関係を展開していくが、デュラノは、地方・国政選挙（特に78年および84年議会選挙、81年および86年大統領選挙）において与党・マルコス票を（不正手段も交えて）大量に動員してマルコスへの忠誠心を提示する。こうしてデュラノは、マルコスによる「セブにおける権力バランスの維持」という限られた枠内ではあるが、その影響力を保持しつづけたのである。

次に、ミンダナオ島ラナオ地域を政治的基盤とするディマポロ (Mohamad Ali Dimaporo) の場合を見てみよう³⁹。ディマポロは、マルコスの同地域における盟友として、より強力な政治的影響力を保持し続けた。ディマポロは、1918年、ラナオ地方のスルタンの長男として生まれ、フィリピン大学法学部（マルコスはここでの先輩にあたるという）、第二次大戦時代の対日協力とその後の「寝返り」を経て、46年に下院議員として政界入りし、59年から65年までラナオ・デ・ノルテ州知事を務めた後、65年に当時の与党リベラル党 (LP) から下院議員に当選した典型的な伝統的ムスリム政治エリートであった。マルコスとの同盟関係形成が本格化したのは、ディマポロが大統領与党ナショナリスタ党 (NP) に党籍変更した（マルコス大統領当選翌年の）66年のことである。以降、72年までの間、ディマポロは、選挙や議会運営などでマルコスを支持してきた。特に、68年のコレヒドール島虐殺事件⁴⁰でマルコスを弁護するという形で、「自身のムスリム・アイデンティティーを〔マルコスおよびNPに対する〕個人的および政党への忠誠心の下位に置こうとしたことは、マルコスの恩義の念を受けるに値するものだった」⁴¹。その「見返り」として、

³⁹ 以下、ディマポロについての記述は、特に断りのない限り、Carter G. Bentley, "Mohamad Ali Dimaporo: A Modern Maranao Datu", in McCoy (ed.) *An Anarchy of Families*, pp. 243-284 に依拠している。

⁴⁰ この事件については、第3章注86を参照。

⁴¹ Bentley, "Mohamad Ali Dimaporo", p.251.

ディマポロは、69年以降、下院公共事業委員会委員長という重要ポストに就任する。

戒厳令後の議会閉鎖に伴い、表面的にはディマポロは政界から引退したが、その後もムスリム問題に関するアドバイザーとして、マルコスとの政治的関係は維持された。この背景には、戒厳令前後からミンダナオ島を中心に武装分離主義運動を展開してきたモロ民族解放戦線 (Moro National Liberation Front: MNLF) が、ラナオ地方におけるディマポロの政敵と同盟関係にあったことで⁴²、マルコスとディマポロの間に、MNLFの弾圧と排除に関する共通の利害が生じたという事情があった。加えて、78年議会選では、(不正手段も交えて) マルコス陣営の「勝利」にも貢献した。こうしたことが認められ、ディマポロは、76年にはラナオ・デ・スール州知事に、また81年には、(81年新憲法での「集団的副大統領制」とでも呼ぶべき) 行政委員会 (Executive Committee) に唯一のムスリム系委員として任命され、ムスリム政治エリートとしては最高の地位にまで登りつめた。こうした盟友関係によって、ディマポロは、マルコスからのパトロネージの配分をもとに、ラナオ地域での政治的支配権を確立するとともに、国軍からの支持によって、暴力を私的な政治目的に使用できるほどの権力を保持した。かくして、ディマポロに代表される「もっとも主要なムスリム・ファクションの指導者たちは、キリスト教徒対抗勢力以上に、マルコスに協力的になっていった」⁴³のである。

デュラノとディマポロは、マルコスがある程度意図的に伝統的エリート地方エリートの権力を温存した事例といえるが、その一方で、マルコスの政敵であったロペス (Lopez) 家の伝統的的政治的支配領域として、戒厳令後反オリガーキー的な措置が実際に行われた数少ない地域の一つであるネグロス地方でも、事態は同様であった。スペイン植民地時代から商業的砂糖きびプランテーションが開発され、フィリピンにおける砂糖生産の中心地であったネグロス地方では、戒厳令後、砂糖輸出割当やローンの

⁴² 第3章第4節(2)も参照。

⁴³ Mark R. Thompson, "Searching for a Strategy: The Traditional Opposition to Marcos and the Transition to Democracy in the Philippines" (Ph. D. Dissertation, Yale University, 1991), p.191.

配分が地方政治エリートの手から離れ、「国家クライエンタリズム」へと変化した。これは、地方政府（および地方政治エリート）に対する中央政府の影響力が強化されたことを意味していた。しかし、ネグロス地方においては、マルコスが、同地方を直接支配できるほど強力な国軍や官僚制を整備することができず、伝統的エリートの権力基盤を掘り崩すことができなかった。したがって、マルコスは、地方エリートを解体・排除するのではなく、むしろ彼らを温存しながらも、ベネディクト（Roberto S. Benedicto）のような、同地方に基盤を持つクローニーに従属させようとしたのである⁴⁴。同様に、アキノ（Benigno S. Aquino）やオスメニャ（Sergio Osmena, Jr.）といった有力反マルコス政治家が支配する地域においては、マルコスは、コファンコ（Eduardo Cojuangco Jr.）やクエンカ（Rodolfo Cuenca）といったクローニーによる政治経済的支配を促進した⁴⁵。

伝統的エリートへの戒厳令下での残存は、以上のような事例にとどまらず、ほぼ全国的な政治現象であった。こうして、バラングイ民主主義による「旧社会」政治エリートの影響力排除というマルコスの政治的スローガンは、結局のところ実現されることはなかったといえる。

こうした「失敗」の背景にあったのは、フィリピン政治（あるいは政治エリート）の非イデオロギー性という要因であった。これには、伝統的エリートとマルコス体制双方の事情が含まれる。まず、前者に関して言えば、元来、民主制時代の伝統的エリートの所属政党は、イデオロギー的理由ではなく、むしろ人的ネットワークや（パトロネージや私利私欲獲得という目標に照らし合わせた上での彼らなりの）「合理的選択」、もしくはそれぞれの地方におけるファクション間競争・対立・協力関係を反映したプラグマティックな要因によって決定されていた。このような

⁴⁴ Alfred W. McCoy, "The Restoration of Planter Power in La Carlota City", in Benedict J. Kerkvliet and Resil B. Mojares (eds.) *From Marcos to Aquino: Local Perspective on Political Transition in the Philippine* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1991), pp. 105-142.

⁴⁵ John T. Sidel, *Capital, Coercion, and Crime: Bossism in the Philippines* (Stanford, California: Stanford University Press, 1999), pp. 132-138.

非イデオロギー的伝統は戒厳令後も引き継がれた。彼ら伝統的エリートは、選挙と議会の停止にともなうマルコスによるパトロネージの独占という政治的既成事実、プラグマティックな観点から柔軟に対応したのである。こうして、民主制時代の所属政党（NPかLPか）、活動領域（地方政治か国政か）、現職か否かをとわず、マルコス陣営への「党籍変更」が進んでいった⁴⁶。ディオス（Emmanuel S. de Dios）によれば、

〔伝統的野党〕指導者の多くは、戒厳令以前の時代の非イデオロギー的現実政治（realpolitik）の真の産物であった。彼らは、改革者としての純粋な叫びを上げるつもりはなかったし、大義志向的（cause-oriented）政治への移行を果たしていたのは、結局のところ（例えばタニャーダやジョクノ、そしてある程度ではあるがアキノといった）ごく少数に過ぎなかった。…多数の者は、いくばくかの政府の公職に就任するかそれを獲得して、そこから有権者に特権や恩恵を配分しうることに自身の存在意義を見出していた。こうした政治家たちは、……公職の枯渇に長期間生き延びられなかった。〔マルコスの側も〕最小限の譲歩をすることで、伝統的野党のファクションは、個別に取引をするよう仕向けられるだろうということに気がついていたし、またその可能性を利用した⁴⁷。

その非イデオロギー性に由来するマルコス支持への転向は、ディオスの指摘にあるような野党政治家に限ったことではなかった。戒厳令当時の大統領与党NP内でも、ラウレル兄弟（Salvador Laurel, Jose Laurel, Jr.）やヒル・プヤット（Gil Puyat）のような、マルコスに批判的だった有力

⁴⁶ Willem Wolters, “New Beginning or Return to the Past in Nueva Ecija Politics? ”, in Kerkvliet and Mojares (eds.) *From Marcos to Aquino*, pp. 208-209.

⁴⁷ Emmanuel S. de Dios, “The Erosion of the Dictatorship”, in Aurora Javante-de Dios, Petronio Bn. Daroy, and Lorna Kalaw-Tirol (eds.), *Dictatorship and Revolution: Roots of People’s Power* (Metro Manila: Conspectus Foundation Incorporated, 1988), pp.75-76.

政治エリートが、マルコス陣営に加わったのである。

他方、政治的非イデオロギー性は、伝統的エリートのみならず、マルコス体制にも当てはまる特質であった。その「スルタン型体制」的性質を反映して、マルコス体制には、権力行使や政治指導のスタイルを規定する、あるいは政治エリートの構成や選別、リクルートメントを決定するような明確なイデオロギー的基準は存在しなかった。反対派との関係を決定するのは、イデオロギー的な次元ではなく、むしろマルコスの権力保持とその目的——すなわち私的利益獲得——に敵対的であるか否かということであった。こうした要因が、マルコスと伝統的エリートの間での「取引」を可能にしたのである。

いずれにせよ、マルコスは、伝統的政治エリートを完全に排除するのではなく、むしろ彼らの地方的ネットワークに立脚する形でフィリピンを統治した。「マルコスは、地方および地域的な指導者を通じて、グラスルーツと同盟した。……彼ら〔地方エリート〕は、選挙やレファレンダムの事前に恩恵を有権者に分配して〔マルコス〕体制に好ましい結果を保証することで、それぞれの州においてマルコス政府を代表した」⁴⁸。これは、民主制時代（さらにはスペイン植民地時代）以来の地方遠心的な政治的傾向を、マルコスが打破できなかったことを意味していた。同時に、このことは、(旧エリートを政治的に排除・無力化するというスローガンとは裏腹に)「新社会」政治システムが、「旧社会」の政治構造に立脚したという性質を帯びていたことを意味していたのである。

(3) 伝統的エリートの政治的復帰

——新しいシステム、古いパターン——

これらの伝統的エリートが政治的な「表舞台」に復帰したのは、マルコスが結成した与党と、1978年に召集された暫定議会（パタサン・パンバンサ：IBP）においてであった。マルコスは、「旧社会」時代の政治的混乱の記憶から、政党制の復活には必ずしも積極的ではなかった

⁴⁸ Albert F. Celozza, *Ferdinand Marcos and the Philippines: The Political Economy of Authoritarianism* (Connecticut: Praeger Publishers, 1997), pp. 98-99.

が⁴⁹、78年の議会選挙に備えて、与党『新社会運動 (Kilusang Babong Lipunan: KBL)』を組織する。KBLは、党綱領においてはナショナリズムや社会正義、政府への参加、経済発展や信条の自由などを掲げ、社会経済的改革を実現する改革主義的政党として位置づけられていたが⁵⁰、実体としては、旧NPPおよびLPの伝統的議会エリートを中核として、地方政治エリート、(中央・地方の)政府役人、テクノクラート、財界メンバーなどから構成される、地方ファクションや地方政治王朝の連合体であった⁵¹。KBLの党首を務めたのは、イメルダ夫人であった。

KBLのこうした構造的特質は、一方ではその政治的な「強さ」の源泉となった。基本的に、戒厳令以前の既成政治エリートを中核としたことによって、KBLは、民主制時代の伝統的二代政党とほとんど変わらない組織形態をとることになったが⁵²、これは、KBLによる選挙動員あるいは地方コントロールが、彼ら伝統的エリートのネットワークを介してなされるということの意味していた。この結果、KBLは、いわば「自前」の党組織を新たに立ち上げる必要がなく、比較的短期間のうちに全国的なネットワークを組織することが可能になった。80年代における「マルコスのKBL党は、疑いなく、フィリピンでかつて結成された中でもっとも見事な政治マシンであった。……同党は、……マルコスから、全13地方、72州、4万2000以上のバラングイ、ついには選挙区レベル(ここでKBLは8万6000もの支部を持つ)へとピラミッド型に拡大した。KBLはさらに、10軒の世帯ごとに1人の党リーダー〔をあてがう〕『カボ(kabo)』システムを確立したとさえ宣言した」⁵³。したがっ

⁴⁹ *Far Eastern Economic Review*, February 11, 1977, pp. 18-19.

⁵⁰ Rommel C. Banlaoi and Clarita R. Carlos, *Political Parties in the Philippines: From 1900 to the Present* (Makati City: Konrad Adenauer Foundation, 1996), pp. 137-138.

⁵¹ Luzviminda G. Tancangco, "The Electoral System and Political Parties in the Philippines" in De Guzman and Reforma (eds.) *Government and Politics of the Philippines*, pp.93-94, 100. David G. Timberman, *A Changeless Land: Continuity and Change in Philippine Politics* (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1991), p.94.

⁵² Wurfel, *Filipino Politics*, pp. 130-131.

⁵³ Thompson, "Searching for a Strategy", p.415.

て、KBLの構造を一言で形容するなら、それはさしずめ「マルコスを筆頭もしくは頂点とした伝統的エリート連合」とでも呼べるであろう。

しかし、KBLの上記の構造的特徴は、翻って、その「政治的弱点」の源泉でもあった。確かに、マルコス体制下のフィリピンで、現実的に考えられうるパトロネージの源泉は1ヶ所であったという事実が、マルコス派エリートの野党への党籍変更・政治的離脱を抑制する要因となりえたことは疑いないであろう。しかし、パトロネージを求めて「追従」する対象が1つしかないということは、結果的にその配分をめぐる内部対立を激化させる（さらには党籍離脱を促進する）可能性があった。KBLは、(しばしば相互に対立・競合する)地方ファクションを公認候補者として取り込んでおり、その結果、すでに78年選挙の時点で、地方ファクションごとにKBLの地方支部が別個に組織されるというケースも見られた。かくして、KBL内では、同選挙区内で複数のファクションが、マルコスからの支持(党による公認指名)、パトロネージ獲得、また自己の影響力の相対的拡大を求めて競合するという現象が見られた(他方、マルコスも、1つのファクションが支配的勢力として台頭するのを防ぐためにも、そうした競合を取って黙認(もしくは煽動)する場合もあった)⁵⁴。さらに、マルコスが、KBL(およびフィリピン政治)における頂点として、政治権力を独占しているということ自体が、党籍離脱の促進要因となる場合もあった。その一例が、1979年に起こったラウレル兄弟のKBL党籍離脱と反マルコス化であった。

ラウレル家は、元最高裁判事で日本軍政下の「独立」フィリピン共和国政府大統領ホセ・ラウレル(Jose P. Laurel)を輩出し、その長男ホセ2世と五男サルバドールもそれぞれ民主制時代の下院議長と上院議員を務めるなど、バタンガス州を基盤とする有力政治一族であった。ラウレルとマルコスの関係が悪化したのは78年暫定バタサン・パンバンサ選挙実施後のことである。この選挙で、サルバドールは、KBL公認候補としてバタンガス州から立候補したが、マルコスは開票段階で挺入れを図り、サルバドールの当選順位を同じくKBLから立候補した他の候補の

⁵⁴ Cullinane, "Patron as Client", pp. 180-183.

下位につけることで、その政治的な「格」を貶めようとした⁵⁵。サルバドールは、この一件を、大統領後継という政治的野心と自身の政治的基盤に対する妨害と感じた⁵⁶。かくして、サルバドールは、79年9月、イメルダ夫人の目前でマルコスの長期政権と戒厳令を批判し、その解除や自由選挙の実施を主張した⁵⁷。65年選挙でマルコスをNPに引き入れ大統領当選の道を開いたというサルバドールの「自負心」⁵⁸と、ラウレル家とマルコスの「特別な関係」⁵⁹を考えれば、マルコスの行動は、ラウレル兄弟に対する過去の「恩義」を忘れたものに他ならなかったのである⁶⁰。

こうして、KBLは、現職大統領としてのマルコスによるパトロネージの配分とその政治的調整能力に立脚しながらも、まさにその点に限界を抱える政党として出現した。こうした性質は、本質的に「旧社会」時代の伝統的二代政党によるエリート政治と同様であった。NPおよびLPの二代政党が、パトロネージやポークバレルの調達と配分を「潤滑油」とする人格的ネットワークの「束」であったのと同様に、KBLも、マルコスからのパトロネージ配分に依存する地方エリートの集合体であった。NPおよびLP間の党籍の離脱と変更は、政策的理念やイデオロギーとは無関係に、選挙結果（あるいはその予測）やパトロネージ獲得の多

⁵⁵ Mark R. Thompson, *The Anti-Marcos Struggle: Personalistic Rule and Democratic Transition in the Philippines* (Quezon City: New Day Publishers, 1996), pp. 102-103.

⁵⁶ サルバドールの政治的野心は、80年代、とりわけアキノ暗殺事件後に表面化する。これについては第8章で後述する。

⁵⁷ *Far Eastern Economic Review*, September 14, 1979, pp. 13-15.

⁵⁸ *Ibid.*, p.14.

⁵⁹ フィリピン大学法学部在学中のマルコスが、1938年、父親の政敵を暗殺した容疑で逮捕された際の裁判で、マルコスに無罪判決を言い渡したのは、当時最高裁判事のホセ・ラウレルであった。スターリング・シーグレイブ（早良哲夫・佐藤俊行訳）『マルコス王朝：フィリピンに君臨した独裁者の内幕』サイマル出版会、1988年、上巻59頁-74頁。

⁶⁰ ホセ2世によれば、「私はマルコスに貸し（investment）があるから彼と戦うのだ。私は配当を回収することを望んでいたが、私は十分長期間待ってきた。〔旧日本軍ですらフィリピンを3年しか占領しなかったが〕マルコスはこの国を8年間に独裁者として統治しているのだ」。 *Far Eastern Economic Review*, September 5, 1980, p.13.

寡あるいはその可能性の程度に沿って、プラグマティックな観点から行われた。KBLにおいても、(ラウレル兄弟の場合が示すように)それは、本質的には、自己利益(あるいは政治的野心)の実現という観点から発生したものであった。そして、KBLを構成するのは、「旧社会」時代に、そうした「伝統的政治スタイル」に慣れ親しんだ地方エリートたちであったのである。

いずれにせよ、KBLは、78年の暫定バタサン・パンバンサ選挙で、選挙による選出分165議席中150議席を獲得して圧勝する(これに大統領任命分35議席が加わる)。ここにおいて、戒厳令下で、その「政治的生存」を果たした伝統のエリートが、再び政治的舞台に復帰したのである。

では、戒厳令後、マルコスから排除・弾圧され、反対派にとどまり続けた伝統のエリートは、この間、どのような政治的抵抗を試みたのか。次に、この問題を考察しよう。

第6章 政治的同盟の模索と反マルコス闘争手法

—— 1972年～83年の伝統野党エリート ——

戒厳令以前のフィリピン政治エリートは、自己の集票ネットワーク以外には組織化された社会的基盤を持たなかったばかりか、(政治化した青年層を中心とした)社会の側からの反エリート主義的批判にさらされていた。また、彼らは、マルコスの政治的野心、すなわち「民主主義転覆の危機」に対して、「3G」に代表される非民主主義的な手法で対応した(これらがエリート民主主義の没落要因となったことは第一部で論じたとおりである)。

本章で取り上げるのは、こうした政治的環境および行動の「その後」—— 伝統のエリートによる戒厳令後の反マルコス運動の展開と手法 —— である。その社会的支持基盤に関する限界と、パトロネージ獲得過程から排除されたことで既存の集票ネットワークが停滞したという理由から、彼ら反マルコス派エリートは、他の政治的アクターとの政治的な同盟と共闘を模索することになった。そして、(第4章で論じたよう

に) マルコスが体制と一体化しており、自発的に、もしくは選挙を通じて政権の座を放棄する可能性が無かった以上、伝統的エリートは、暴力を用いた実力行使を通じてマルコスに圧力をかけるという方法を採用することになったのである。

第1節 反マルコス派エリートと戒厳令

戒厳令後、伝統的議会エリートの多くが、主としてプラグマティックな動機からマルコス陣営に加わったことは、すでに見たとおりである。彼らにとっては、マルコスに政治的忠誠を誓うことが、公職に就任する、KBLからの立候補の公認を取り付ける、そしてパトロネージの獲得を確実にする(そうして政治的な生存を図る)ための唯一の条件であった。言い換えれば、彼らは、マルコスを支持することで、戒厳令以降の権力へのアクセスの閉鎖を乗り越えることができた。

しかし、反マルコス派エリートにとっては、民主主義(とりわけ選挙)の停止は、単なる「フィリピンの民主主義的伝統からの逸脱」や「道義性」以上の問題であった。それは、「旧社会」政治エリートにとっての政治的規範とも言うべき、「政治権力の獲得(およびそれを通じての私的利益の獲得)」という目標から、彼らが排除されたことを意味していた。もちろん、政治的な選択肢の一つとしては、多くの伝統的エリート同様、マルコスと妥協し、いくばくかのパトロネージを獲得するというやり方もあったかもしれない。しかし、現実的には、戒厳令後にマルコス陣営に加わった他の多くのエリートとは異なり、アキノ(Benigno S. Aquino)やオスメニャ(Sergio Osmeña, Jr.)、サロンガ(Jovito Salonga)、ロハス(Gerardo Roxas)、ジョクノ(Jose W. Diokno)、マンガラプス(Raul Manglaps)らの旧LP指導者たちは、戒厳令以前(あるいはそれ以前)からのマルコスへの敵対姿勢から、マルコスと妥協することは非常に困難であったし、またマルコスにもその意思はなかった(これは、戒厳令直後に逮捕・投獄されたアキノとジョクノに特にいえることであった)。さらに、彼ら反対派の政治的野心も、マルコスとの妥協をさ

らに困難なものにしていた。なぜなら、マルコスが（少なくとも自発的に）彼らに権力を委譲する可能性が低い以上¹、彼らがマルコス陣営に加わるといことは、彼ら自身の政治的野心（究極的には大統領就任）を放棄することを意味していたからである。それゆえ、彼ら旧リベラル党（LP）エリートにとっては、マルコスと政治的に対決することが、唯一可能な政治的な選択肢となった。

では、それはいかなる方法によって可能となるのか。戒厳令後の私兵団の解体や銃火器の押収、特にマルコスによる国軍の一元的掌握によって、政治暴力という彼らの伝統的政治資源は大きな打撃を受けていた。また、政治権力から排除されているという事実によって、自己の政治マシンの維持・動員に必要なパトロネージの獲得にも支障をきたしていた。さらに、民主制時代、野党が与党（特に大統領）を批判する際の重要な資源であったマスメディアは閉鎖されるか、マルコスのクローニーに接収あるいは売却されていた。こうして、彼ら反マルコス派は、民主制時代に動員できた政治的資源の点で、政府側と比較して圧倒的に不利な立場にあった。その上、彼らは、イデオロギーや争点志向政治へ「脱皮」を図ることに失敗し、その政治的正当性を没落させていたため、彼ら単独での大衆動員型闘争を展開する可能性もまた限られていた。しかし、他方で、マルコス体制が、73年憲法「経過規定」という形で議院内閣制下での選挙と議会制度の再開、すなわち「民主制の復活」を公約として内在させていたことは、彼らに恰好のマルコス批判材料を与えた。こうして、他の政治的アクター（教会や左翼勢力）と連合し、民主主義の「道義性」を主張しつつ、マルコス体制の非民主主義的性質

¹ 70年代においては、マルコスが（少なくとも自発的に）大統領を辞任し権力を委譲する可能性やその独裁的権力を緩和する可能性はもとより、「正常化」プロセスがマルコスの「公約」どおりに実施されるかどうかすら疑問視されていた。これについては、『ファー・イースタン・エコノミック・レビュー』誌の以下の各号を参照。Far Eastern Economic Review January 31, 1975, p.18; October 22, 1976, pp.24-25; November 11, 1977, pp.18-19; February 10, 1978, pp.20-21; April 21, 1978, pp.21; April 13, 1979, pp.22-23; December 21, 1979, p.10; January 2, 1981, pp.25-26.

を攻撃し、その政治的正当性に打撃を与えることが、彼ら旧エリートの政治的戦術となった。

戒厳令後、フィリピン国内の伝統的政治エリートは、マルコスによる政治的弾圧や排除によって活動の衰退を余儀なくされた。反面、比較的早期のうちに反マルコス活動を開始したのは、亡命フィリピン人エリートを中心に構成された在米反マルコスのグループであった。

(1) 自由フィリピン運動

アメリカを拠点に反マルコス活動を展開した集団でもっとも主要だったのは、マンガラプス率いる『自由フィリピン運動 (The Movement for a Free Philippines: MFP)』であった。マンガラプスは、57年にガルシア政権の外務大臣に就任した後、61年から72年までLPの上院議員を務めた人物であった。彼は72年、遊説先のアメリカ滞在中に戒厳令を迎えそのまま亡命し、アメリカにおける反マルコス活動の拠点として73年、MFPを結成した。マンガラプスとMFPは、以降、アメリカ議会での証言やロビー活動、自身の発行した在米フィリピン人向け新聞(『フィリピン・ニュース』紙)その他の米誌紙、アメリカでのテレビ番組出演などを通じて、マルコス体制下での人権侵害の告発、マルコスへの軍事的経済的援助の削減要求、戒厳令早期解除に関して活発な活動を展開した(そしてこれらの活動は同紙で詳細に報道された)²。

アメリカ当局(もしくは世論)を主たる対象にして反マルコス運動を展開するということは、マルコス体制およびMFPの双方にとって重要な意味をもっていた。というのは、マルコス体制が、政治的・軍事的・経済的に見て、極度にアメリカの支援・支持に依存する体制であったからである。マルコスは、「共産主義の脅威」を名目に、戒厳令布告の可能性があることを、バイロード(Henry Byroad)駐比米大使を通じてニ

² Yossi Shain and Mark Thompson, "The Role of Political Exiles in Democratic Transitions: The Case of the Philippines", *Journal of Developing Societies*, vol.6, (1990), pp.71-77. なお、『フィリピン・ニュース』紙発刊に際しては、マンガラプスと姻戚関係があり、戒厳令後マルコスに資産を接収されたロベス家からの資金援助があったという(p.74)。

クソン大統領に事前に伝え、戒厳令後のアメリカの反応を伺おうとした。だが、ニクソンは、自身の再選問題やウォーターゲート事件、中国訪問、インドシナ紛争の処理に忙殺されており、フィリピン問題への関心は低調であったという（マルコスはこの戒厳令への「ゴーサイン」として受け取った）³。ニクソン政権は、その後も戒厳令を黙認する形で事実上の支持を与えたが、アメリカ議会や財界の反応はより好意的であった⁴。マルコス体制に対するアメリカからの軍事援助増額についてはすでに見たとおりであるが⁵、この傾向は対比経済援助にも表れていた。アメリカ・国際開発局による対フィリピン援助は、戒厳令布告前後から急速に増加し、その援助額は、1961～70年度平均の2400万ドルから、71年度の3830万ドル、72年度には7200万ドル、73年度には8000万ドルと膨れ上がった⁶。アメリカ政府および世界銀行その他のマルコス体制支持姿勢は明確であった。「人権外交」政策を打ち出したカーター政権も、79年の在比米軍基地条約締結後は、マルコス体制に対する批判姿勢を弱めたのであった⁷。

それにもかかわらず（あるいはそれゆえに）、マルコスは、アメリカ政府や国際機関、外国金融機関における自己イメージには注意を払い、戒厳令体制の合法性や文民政府の継続などをしきりにアピールした。76年レファレンダムの実施と、78年の選挙実施—議会制再開は、少なくともある程度までは、そうした「外国の目」を意識しての行動であった。マルコスにとって、アメリカからの対外的支持は、植民地時代以来の米

³ Raymond Bonner, *Waltzing with a Dictator: The Marcoses and the Making of American Policy* (London: Macmillan, 1987), pp.96-100. Amy Blitz, *The Contested State: American Foreign Policy and Regime Change in the Philippines* (Maryland: Rowman and Littlefield Publishers, 2000), pp. 107. ガブリエル・コロコ（岡崎維徳訳）『第三世界との対決：アメリカ対外戦略の論理と行動』筑摩書房、1992年、275頁。

⁴ Blitz, *The Contested State*, p. 109.

⁵ 第4章第2節(1)参照。

⁶ 浅野幸穂『フィリピン：マルコスからアキノへ』アジア経済研究所、1992年、109頁。

⁷ Shain and Thompson, "The Role of Political Exiles", p.77.

比間「特殊関係」という歴史的背景のみならず、(フィリピン国民とマルコスの双方にとって) 心理的な「安心感」を得る上でも重要な事柄であった。MFPの「存在意義」はまさにこの点にあったのであり、他方、マルコスは、アメリカにおける反戒厳令運動に敏感にならざるを得なかった⁸。加えて、MFPにとっては、フィリピンに民主主義を導入したのは(植民地時代の) アメリカであるという歴史的事実も、フィリピンの民主化をアメリカに働きかけるMFPの行動に一定の説得力を与えることになった。

戒厳令後のフィリピン国内の伝統的政治エリートが、マルコスに従属するか、マルコスの前に沈黙したのに対して、MFPの活動は、100万人近い在米フィリピン人社会のみならず、フィリピン系アメリカ人社会にも浸透し、アメリカにおける反マルコス運動の動員に比較的成功した。また、その活動は、アメリカの政策決定当局にも影響を与え、とりわけインドシナやイラン、ニカラグアなどでアメリカの軍事介入が失敗した後は、アメリカ議会や国務省もその活動に敏感に反応するようになった⁹。一例をあげると、アメリカ下院による、80年の戒厳令解除勧告決議¹⁰は、MFPなど、在米反マルコス活動家によるロビー活動の成果であった。

⁸ これは必ずしも、マルコスが在米政治的反対派に譲歩するということを意味するものではない。その一例が、マルコス大統領のスポークスマンであったプリミティブ・ミハレス (Primitivo Mijares) をめぐる事件である。ミハレスは、1975年、アメリカに亡命し、下院外交委員会の証人として出席するが、マルコスはミハレスに対し、証言取りやめを条件とする5万ドルの買収を持ちかけた。ミハレスはこれを拒絶し、マルコス体制を「夫婦独裁 (Conjugal Dictatorship)」と呼び、政権内の腐敗やイメルダ夫人の政治介入などを暴露した。その後、ミハレスはマニラに連行後投獄され、またマニラ在住の彼の息子は何かによって殺害された。スターリング・シーグレーブ (早良哲夫・佐藤俊行訳) 『マルコス王朝：フィリピンに君臨した独裁者の内幕』サイマル出版会、1988年、下巻91頁—103頁。

⁹ Blitz, *The Contested State*, pp. 144-145.

¹⁰ Emmanuel S. de Dios, "The Erosion of the Dictatorship", in Aurura Javante de Dios, Petronilo Bn Daroy, and Lorna Kalaw-Tirol (eds.), *Dictatorship and Revolution: Roots of People's Power* (Metro Manila: Conspectus Foundation Incorporated, 1988), p.78.

しかし、同時に、MF Pの政治的影響力には一定の限界も存在していた。まず、現実問題として、ニクソンからレーガンまでのアメリカの歴代政権は、この時期、ほぼ一貫してマルコスを支持したのであり、それに変化の兆しが現れたのは1983年のアキノ元上院議員暗殺事件以降であった（レーガンにいたっては、体制崩壊の最終局面までマルコス支持の姿勢を変えなかった）。特に70年代に関する限り、彼らの活動は、マルコス体制の安定性を掘り崩す実質的な影響力を持たなかった。第二に、MF Pの組織や方向性に関する問題があった。アメリカを拠点としていたことによって、MF Pは、左翼勢力から、親米的な「帝国主義者の手先」というレッテルをしばしば貼られていた¹¹。このことは、MF Pがマンガラプスを中心とした姻族・血族を中心に構成されているというそのファクショナルイズムの性質と相まって、MF Pの「伝統的エリート色」をより濃いものにしていった。これに、アメリカを活動拠点としているという地理的要因も加わり、MF Pは、（アメリカ社会はともかく）フィリピン社会で基盤を形成することが困難になっていた¹²。

（2）フィリピン国内の伝統野党政治エリート

—— 戒厳令から1978年暫定国民議会選挙まで ——

マンガラプスら、在米反マルコス派エリートは、比較的自由的な政治的環境の中で活動できた。これに対し、フィリピン国内の伝統野党政治家は、（パトロネージや暴力といった）政治的資源の不足や、政府による抑圧的措置に直面し、戒厳令後数年間は、公然たる反マルコス運動を展開することができなかった。戒厳令は、伝統的エリートを中核とした改革主義勢力、教会（主としてカトリック）の活動家からなる宗教的勢力、および左翼革命勢力という3つの政治的反対派を生み出したが、中でも、既存の政治エリートの活動停滞は顕著であった¹³。もっとも、このこと

¹¹ Benjamin N. Muego, *Spectator Society: The Philippines under Martial Rule* (Athens, Ohio: Ohio University Press, 1988), p.155.

¹² *Ibid.*, pp. 162-163.

¹³ David Wurfel, *Filipino Politics: Development and Decay* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1988), pp.204-205.

は、彼ら伝統的エリートがマルコスに対して完全に沈黙したということではない。だが、彼らの政治的抵抗は、73年新憲法批准手続きの違憲申立てや、アキノとジョクノによる自身の人身保護例停止措置の取り下げ要求など、法的手続きを通じた個別的な抵抗という色合いが強かった¹⁴。これに対し、戒厳令にともない逮捕された他の反マルコス伝統的政治家は、アキノ(7年間投獄)やジョクノ(2年間投獄)とは異なり、比較的早期に釈放された後も、マルコスに対する抵抗を自粛していた。

伝統的反マルコス派政治家による、戒厳令後最初の組織だった抵抗活動は、教会勢力との関係において登場した。ここでの争点は、マルコス体制下での人権と市民的権利の抑圧であった。フィリピンにおける政治犯の存在は、マルコス自身認めていたことでもあった。その74年12月の国民向け演説によれば、「戒厳令布告の直接的結果として、全国で5234名が依然拘留中〔であり〕、そのうちの…1165名が政治的拘留」であった¹⁵。同時に、マルコスは、「…誰一人として拷問を受けてはいない」とも主張したが、アムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)や国際法律家委員会(International Commission of Jurists)などの調査によれば、政治犯に対する拷問は一般的に行われていたという¹⁶。国軍による市民への暴行その他の人権侵害行為も目に付くようになり、戒厳令布告から78年までの期間中でその数は4500件にも上った¹⁷。マルコス体制下では、警察や軍による人権侵害行為は半ば日常的な現象となっていた(表6参照)。

教会勢力は、マルコス体制下の人権抑圧、あるいは戒厳令それ自体に

¹⁴ *Far Eastern Economic Review*, April 23, 1973, pp. 25-26. Rolando V. del Carmen, "Philippines 1974: A Holding Pattern-Power Consolidation or Prelude to a Decline?" *Asian Survey*, vol.15, no.2 (1975), pp.139-140.

¹⁵ もっとも、マルコスは、77年にはこの発言を翻し、フィリピンには(政治的信条を理由に逮捕拘留されたという意味での)政治犯は存在しないと主張した。Robert L. Youngblood, *Marcos against the Church: Economic Development and Political Repression in the Philippines* (Quezon City: New Day Publishers, 1990), p.140.

¹⁶ *Ibid.*, p. 151.

¹⁷ *Far Eastern Economic Review*, March 16, 1979, p.28.

対して、73年半ば以降には異議申し立てを行っていたが¹⁸、それは「制度としての教会」全体によるものではなかった。フィリピン国内で最も多くの信者を有するカトリック教会のマルコス体制に対するスタンスは「批判的協力 (critical collaboration)」¹⁹であり、実質的に戒厳令体制を容認するものであった²⁰。その中であって、戒厳令後の人権弾圧を批判し

¹⁸ *Far Eastern Economic Review*, November 5, 1973, p.19. *Far Eastern Economic Review*, November 26, 1973, pp. 15-17.

¹⁹ この姿勢の意味について、フィリピン・カトリック教会の最高位聖職者であったハイメ・シン (Jaime L. Sin) 枢機卿は、次のように語っている。「教会は戒厳令も、必要以上に長引かない限り、政府と社会の悪を根こそぎ引き抜くのに必要な手段として受け入れよう。又、福祉に関しても、国民共通の利益を促進するものなら、政府との協力を惜しまない。しかし、熟慮の結果、それが人間の権利、国民の権利に反すると思われた時には、いかなる政策に対しても、断固批判していくつもりである」。セルソ・アル・カルヌーガン (西本至監訳) 『2月革命の77時間』勁草書房、1988年、43頁。

²⁰ この姿勢および「批判的協力」というスタンスは、カトリック教会の政治的役割と社会経済改革認識という点で、戒厳令以前のそれと連続していた。これを理解するために、民主制時代のフィリピンカトリック教会の動向を簡潔にまとめておこう。1950年代までのカトリック教会は、基本的に世俗的・物質的価値よりも精神的価値に重きを置き、社会経済的・政治的問題への不介入を旨とする本質的に保守的な組織であった。しかし60年代に入り、第2回バチカン公会議が、社会経済的・政治的変革への教会によるコミットメントを新方針として打ち出したのにもない、70年代初頭までには、フィリピンのカトリック教会は、徐々にではあるがその保守的な役割を脱し、政治経済的・社会的な関心と活動を増大させた。しかしながら、一般的な実態としては、司教たちはバチカン公会議の方針を原理的には受け入れはしたものの、それを実行に移したとは限らず、そうした活動が行われたとしても、それは「ケース・バイ・ケース」の慈善事業という性格が強かった。また、教会は必ずしも非政治的であったわけではなく、多くの場合、政府を非難するというよりは支持し、その政策を正当化するという意味で政治的な役割を果たしていた。ただし、カトリック教会が政治的争点に言及する際には、教会自らが問題解決や政策決定に直接関与するというよりは、それを信者の「道徳的義務」として、個々の信者の判断に任せるという態度を採っていた。Gretchen Casper, *Fragile Democracy: Legacies of Authoritarian Regime* (Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1995), pp. 55-61. また、制度としてのカトリック教会が、「批判的協力」という実質的に

たのが、教会内で「進歩的勢力」と見なされていたフィリピン主要修道院長協会 (the Association of Major Religious Superiors of the Philippines: AMRSP) であった²¹。これは、3000名以上の司祭と7000名の修道女を代表・組織化した集団であり²²、その多くは60年代ラテンアメリカで登場した「解放の神学」の影響を受けていた。AMRSPは、その人権救済

マルコス支持の姿勢をとったのは、教会が、数百畝にもものぼる領有地、16ものラジオ局、2000校もの学校、課税免除措置といった制度的特権や財産を維持しようとしたことが一因であった。Rigoberto D. Tiglao, “The Consolidation of the Dictatorship”, in De Dios, Daroy, Kalaw-Tirol (eds.), *Dictatorship and Revolution*, p.59.

²¹ 戒厳令布告後のフィリピン・カトリック教会には、注20で論じた第2回バチカン公会議の新方針と、マルコス体制への対応をめぐって、保守派・穏健中道派・進歩派の3つの派閥が形成された。カトリック教会には、主なものとして、シン枢機卿が議長を務め、比較的保守的とされていたフィリピン・カトリック司教会議 (Catholic Bishop’s Conference of the Philippines: CBCP) と、比較的進歩的とされている AMRSP の2つの組織が存在していた。CBCP はさらに保守派・中道派・進歩派の3つの派閥に分裂していた。このうち保守派は、戒厳令を、法と秩序を回復し共産主義の勢力増大への歯止めになるものと評価し、マルコス体制を支持しつづけた。シンを筆頭とする穏健中道派は、前述のバチカンの新方針に比較的応答的であり、「批判的協力」という立場から、人権侵害や社会経済的不平等などの(非政治的な)問題に関して政府を批判するという態度をとった。これら2勢力に対して、進歩派は、社会経済的不平等や市民的権利の抑圧に関してマルコス体制を批判するのみならず、マルコス体制の正当性すら認めず、これに反対する立場を採用した。AMRSP は、戒厳令以前から貧民支援など社会経済的領域で積極的に活動し、戒厳令後はマルコス体制批判や、後述するレファレンダムのボイコット運動などの反マルコスの政治活動にも関与した。また、その一部には、基礎キリスト教共同体 (Basic Christian Communities) のような、主として農村における民生向上のためのグラスルーツ活動や共産党-新人民軍に参加する過程で、教会のヒエラルヒー構造から離脱する者もいた。この意味で、カトリック教会は、水平的にも垂直的にも内部分裂を抱えていたのである。Youngblood, *Marcos against the Church*, pp. 72-74, Casper, *Fragile Democracy*, pp. 60-71. Carl H. Lande, “The Political Crisis”, in John Bresnans (ed.), *Crisis in the Philippines: The Marcos Era and Beyond* (Princeton: Princeton University Press, 1986), pp. 119-122.

²² Youngblood, *Marcos against the Church*, p.69.

機関である『拘留者のためのタスクフォース(Task Force Detainees: TFD)』を74年に組織し、政治犯とその家族の保護と支援、拷問や違法逮捕などの調査告発活動に乗り出すが、このTFDと深い関係を有していたのがジョクノであった。ジョクノは、63年から上院議員を務め、「ポスト・マルコス」を狙うナショナリスタ党(NP)有力エリートの1人であったが、71年「ミランダ広場事件」後の人身保護令停止措置に抗議する形でNPから脱退し(その後は無所属)、マルコスに批判的な立場をとっていた²³。そして、74年に釈放された後、『無料法律援助グループ(Free Legal Assistance Group: FLAG)』を結成し、政治犯の無料弁護活動を通じてTFDを支援する活動を行った²⁴。

これらの教会勢力による反マルコス運動のもう一つの争点となったのは、レファレンダムにおけるボイコット運動であった。AMRSPに代表される教会内進歩的勢力にとって、戒厳令以降のレファレンダムは、自由な意見表明が阻害されている以上、単にマルコスの政権を延長および強化するものに過ぎず、また「旧社会」同様、政権側によって操作されるものと見なされていた。とりわけ、73年新憲法承認レファレンダムや同年のマルコス任期延長レファレンダムを通じて、実際にマルコス側による不正操作や投票時の手続的不備を経験してからは、その反対姿勢にもいっそう拍車がかかった。1975年2月レファレンダムに際しては、戒厳令布告当時の上院で唯一のプロテスタントであった旧LPのサロンガが、宗派を横断するキリスト教各派からなるグループを率いて、戒厳令の解除と言論・報道の自由の復活を主張する声明を発表した。また、ジョクノおよびAMRSPは、投票時の安全が保障されない以上レファレンダムの有効性は保たれないとしてボイコットを呼びかけたミンダナオ地方の聖職者団体の主張を支持すると同時に、レファレンダム前の90日間の自由討論期間と投票集計の第三者機関の設置を要求し、この条件が満たされない限りボイコットを呼びかけると宣言した。76年憲法改正レファレンダムでも、AMRSPその他の教会団体は、レファレンダム

²³ 第3章第3節参照。

²⁴ Tiglao, "The Consolidation of the Dictatorship", pp. 59-60.

における過去の不正操作を批判するとともに、市民的諸自由が回復されるまでレファレンダム実施を延長することなどを要求したのである²⁵。

もっとも、マルコスによる政治的排除に直面していた伝統的エリートの多くにとっては、レファレンダムのボイコットは、マルコスへの政治的抵抗において、必ずしも本質的あるいは中心的な争点ではなかった。彼らにとってより重要な問題は、選挙制度と議会制の復活——すなわち彼ら自身の公職への復帰、もしくはそのアクセスの保証——に他ならなかった。もとより、議会と選挙の再開は、1973年新憲法「経過規程」で、マルコスが法的に規定し「公約」していたにもかかわらず、レファレンダムにおける「民意」として、一時的に棚上げにしていた措置に過ぎなかった²⁶。したがって、伝統的エリートから、その復活が要求されるのも当然の成り行きであった。つまり、マルコス体制は、議院内閣制という形での「民主主義的正常化」への公約を内在させていたわけであり、これは野党にとって恰好の攻撃材料として、マルコスに正常化への政治的圧力をかけることを可能にしたのである。ただ、反マルコス運動における政治的同盟者として教会勢力を利用しえたジョクノやサロンガに比べて、その政治的ネットワークや基盤をパトロネージの獲得と調達に大部分依存していた彼ら「旧社会」エリートが、その要求を公然化するのには比較的遅かったが、その「先陣」を切ったのはマカパガル前大統領であった²⁷。

戒厳令布告当時、制憲会議の議長を務めていたマカパガルは、他のほとんどの同会議代表同様、暫定国民議会の議席付与というマルコスからのパトロネージ公約を受けて新憲法案に賛成していたが、議会が開催されなかったことで、野党指導者・議長としての政治的威信が低下していた。戒厳令後のマカパガルはマルコスの前に沈黙する。しかし、76年1

²⁵ Wurfel, *Filipino Politics*, pp. 119-121. Youngblood, *Marcos against the Church*, pp.190-192.

²⁶ 1973年憲法「経過規定」条項については、第4章注17参照。

²⁷ 以下、マカパガルに関しては、Mark R. Thompson, "Searching for a Strategy: The Traditional Opposition to Marcos and the Transition to Democracy in the Philippines" (Ph. D. Dissertation, Yale University, 1991), pp.201-205 に負っている。

月になって、AMRSPによるレファレンダムのボイコット運動に参加すると同時に、マルコスに対して暫定国民議会を召集するよう要求したのである。マカパガルによる、このマルコスへの「挑戦は、…政府は形式的には議院内閣制であるという…マルコスの…主張を、単に議会がないということ指摘することによって掘り崩すものであった。こうしたマカパガルの（突然ともいえる）「変節」の背景にあったのは、フィリピン共産党（Communist Party of the Philippines: CPP）マニラ・リサル地区委員会（Manila-Rizal regional committee branch）との政治的同盟の模索であった。戒厳令初期に「潜伏」することで摘発を逃れ、74年にはその活動再開を果たした同委員会は、スラム地区や労働組合への活動浸透を図り、76年12月には、戒厳令後最大規模の8000人を動員したフォード米大統領訪比反対デモを組織するまでに勢力を回復していた。ここで、同委員会の共産黨員にとって、マカパガルは、彼らの運動にさらなる知名度を与え、都市部における新規黨員の拡充と運動への動員力を高める上で必要な人物に映った。他方、マカパガルも、（パトロネージ資源の枯渇によって）低下した政治的動員力を補充する必要性から、彼ら左翼勢力と手を結ぶことは好都合であった。かくして、都市部共産黨員という政治的基盤を得たことで、マカパガルは反マルコス運動を展開することが可能となったのである。

これら伝統的野党政治家による反マルコス活動の一つの結節点が、1977年8月であった。マルコスは、この年、国内外の反マルコス派による独裁や人権侵害といった体制への批判を抑え、政治的正当性を維持する目的で、（皮肉ではあるが）「人権」をテーマとする世界法律会議（World Law Conference）を主催した。これにあわせて、反対派は、サロング、マカパガル、ロハス、サルバドール・ロベス（Salvador Lopez, 元フィリピン大学学長）を指導者に迎え、約1000人の参加者からなる『人権に関する人民会議（People's Conference on Human Rights）』を組織した。ここで彼らは、戒厳令の即時撤廃や独裁の解除、選挙実施、同年12月に控えたレファレンダムのボイコットなどを要求・主張した。また、多くの教会関係者も、世界法律会議に合わせてのデモ行進に参加した。これ

らの活動は、国内的にはほとんど報道されなかったが、マルコスの政治的正当性に打撃を与えた²⁸。折しも、アメリカでは、76年、外国援助法 (Foreign Assistance Act) が改正され、同国の経済・軍事援助対象国の人権状況に関して議会への報告が義務づけられたが、そこでは、フィリピンの状況は (アジアにおいては) 最低ランクに位置づけられていた²⁹。こうして、国内的な政治的正当性を立て直し、対外的な (主としてアメリカからの) 体制イメージを改善するためにも、一定の「締め付け緩和」に着手せざるを得なくなったマルコスは、世界法律会議の期間中に、反乱罪で逮捕投獄された人物への恩赦や外国旅行禁止措置の撤廃と並んで、翌78年の選挙実施を正式に発表した³⁰。こうして、マルコス体制は、「政治的正常化」を開始したのである³¹。

第2節 1978年選挙における反マルコス闘争

(1) 分裂する伝統的エリート

もっとも、マルコスは、選挙実施—議会制再開という「民主的正常化」を内外に公約する一方で、正常化以降の権力を法的に保証する手はずも忘れなかった。マルコスは、正常化の開始を公式に発表する1年前の1976年の時点で、すでに73年憲法を改正し、新議会である暫定バタサン・パンバンサ (Interim Batasang Pambansa: IBP) 召集後も引き続き大統領・首相職にとどまることや立法権を保持することなどを盛り込んだ憲法改正案の批准に成功していた³²。77年12月にも、IBP召集後の大統領・

²⁸ Jose V. Abueva, "Ideology and Practice in the 'New Society'", in David A. Rosenberg (ed.), *Marcos and Martial Law in the Philippines* (Ithaca and London: Cornell University Press, 1979), p.51. Robert L. Youngblood, "Church Opposition to Martial Law in the Philippines", *Asian Survey*, vol.18, no.5 (1978), p.516.

²⁹ *Far Eastern Economic Review*, March 25, 1977, pp. 34-38. *Far Eastern Economic Review*, February 24, 1978, pp. 24-26.

³⁰ *Far Eastern Economic Review*, September 2, 1977, pp. 20-21.

³¹ Kit G. Machado, "The Philippines in 1977: Beginning a 'Return to Normalcy'?", *Asian Survey*, vol.18, no.2 (1978), p.203.

³² 第5章第1節(2) および注24を参照。

首相任期継続の是非を問うレファレンダムを実施し、(それまでのレファレンダム同様) 90%近い賛成票を獲得した³³。このレファレンダムにおいても、棄権者に対しては罰則が適用されるなど締め付けは厳しかったが、マルコス陣営が金や食事、交通手段まで提供してまで動員を図ったことは、フィリピン社会でも次第にレファレンダムという政治手法、およびマルコス体制に対して一種の倦怠感が出現しつつあり、バランガイ制への政治的動員力が低下していたことを表していた³⁴。

ジョクノやサロンガ、マカパガルといった伝統野党エリートは、このレファレンダムをマルコスの独裁を正当化する「茶番」であるとしてポイコット運動を組織する一方で、選挙参加の条件として、報道の自由の保証や公的資金の濫用防止、選挙運動期間の90日間への延長、マルコスが任命した(したがってマルコスの息のかかった人物によって運営されていた)選挙委員会の中立公平化などをマルコスに要求した³⁵。彼らにとって、この選挙は、戒厳令以降実質的に解体してしまった党組織を再建する上で重要な意味を持っていた。すなわち、彼ら伝統野党勢力にとって、この選挙は、議会を通じての政治権力(およびパトロネージ)へのアクセスを許容する程度に「開放的」なものでなければならなかったのである³⁶。

³³ したがって、マルコスは、76年憲法改正での既決事項をさらにレファレンダムにかけるという「二度手間」を踏んだのであるが、これは、翌78年のIBP選挙へ向けて、与党陣営の集票力を把握する「予行練習」であった。*Far Eastern Economic Review*, November 11, 1977, pp. 18-19. *Far Eastern Economic Review*, December 30, 1977, p. 10.

³⁴ *Far Eastern Economic Review*, December 30, 1977, p. 11.

³⁵ *Far Eastern Economic Review*, February 3, 1978, p. 20-21.

³⁶ ここで、IBPの構成と権能に関して述べておきたい。IBPは、現職大統領と公選議員(165名、各地方の人口に比例配分)、これに大統領任命分としての職能代表(労働・農民・青年の各セクターから構成)および閣僚任命分(合計35名)を加えて構成される。また、既述のように、現職大統領・首相としてのマルコスに立法権が与えられる一方で、首相選出・罷免権、大統領選出権、条約締結権など、73年憲法「経過規定」における暫定国民議会に与えられていた諸権限はIBPから撤廃された。Aurora C. Catilo and Proserpina D. Tapales, "The Legislature", in Raul P. de Guzman and Mila A. Reforma (eds.), *Government and*

野党勢力の要求に対して、マルコスは、選挙期間中の集会等の活動に関する規制を緩和するなど一定の譲歩を行ったが、選挙運動期間延長要求などについては黙殺した。とりわけ伝統野党エリートの政治参加姿勢を硬直化させたのは、与(野)党が勝利した選挙区では、その党の候補者全員が当選するというブロック式投票制の導入と、選挙区を従来の小選挙区から地方(region)を単位とした大選挙区制に変更するというマルコスの決定であった。ブロック式投票制においては候補者名ではなく政党名を記入するため(とりわけ政権党による)投票の改ざんなどの不正が発生しやすく、民主制時代には最高裁から違憲判決が下されていた選挙方式であること、また大選挙区制は野党陣営の選挙運動に(とりわけ財源的理由で)不利であること、これらが野党側の反論であった。こうして、サロンガ、ジョクノ、ロハス、マカバガルらは、彼ら伝統野党による選挙参加条件が満たされおらず公正選挙は望めそうにない、選挙参加は選挙それ自体とマルコス体制を正当化するにすぎないとして、ボイコットを決定した³⁷。

しかし、アキノは、彼ら伝統的エリートとは異なる方針を採用する。アキノは、ロハスおよびサロンガと、LPとしては選挙をボイコットする旨で事前に了解していたが、これを翻意する形で、マニラ首都圏からの78年選挙への立候補を表明したのである³⁸。アキノによる突然の方針転換の背景にあったのは、選挙参加は(マルコス体制を正当化するものでもあるが、それと同時に)国民の反マルコス感情を高め動員する契機にもなりうるだろうというプラグマティズムや、それによって反マルコ

Politics of the Philippines (Singapore: Oxford University Press, 1988), pp. 151-152. なお、IBPにおいては、閣僚全員が自動的に議員に任命されるわけではなく、その際には各選挙区から立候補することになった。マルコスには、この過程を、(任命の有無や選挙支援を通じて)閣僚をふるいにかける機会としても利用しようとしていたという。*Far Eastern Economic Review*, February 3, 1978, p. 20.

³⁷ Jennifer Conroy Franco, *Elections and Democratization in the Philippines* (New York: Routledge, 2001), pp. 149-150. Benjamin N. Muego, "The Philippines: From Martial Law to 'Crisis Government'", *Southeast Asian Affairs* 1979 (1980), pp. 224-225.

³⁸ De Dios, "The Erosion of the Dictatorship", p. 70.

ス運動における主導権を獲得しようという政治的野心（これは特に、選挙参加表明当時も獄中にあり、マンガラプスらとは異なり公然たる反マルコス運動を展開することが許されなかったアキノにとっては重要であった）などの個人的要因、そしてフィリピン共産党マニラ・リサール地区委員会からの選挙協力という要因であった。「農村から都市を包囲する」毛沢東型の武装戦を反マルコス（および「人民民主主義革命」実現）闘争戦術としていた共産党中央は、都市部における大衆活動を、農村武装闘争への補助的役割として位置づけると同時に、少なくとも70年代までは、伝統野党その他の反マルコス勢力との連合形成には否定的な立場をとっていた³⁹。しかし、同党マニラ・リサール地区委員会は、首都圏地域では大衆層の政治意識が低く急進的活動への動員は困難である、最善の戦術は、戒厳令解除や「民族的・民主的…選挙の実施」といったスローガンを採用して（労働者や貧困層よりも）中産階級や教会内進歩的勢力を動員することにあるとして、党中央の指令・方針に逆らう形でアキノの選挙支援に踏み切ったのである⁴⁰。

アキノの立候補表明にもっとも当惑したのは、ロハスやサロンガよりも、むしろマルコスであった。本来、刑事犯は選挙参加資格を有しないことになっていたが、アキノの場合はこの時点ではまだ審理中であったためそれには該当しなかった。アキノは、選挙期間中の一時釈放を要求したが、マルコスがこれに応じる見込みはほとんどなかった。たとえ、マルコスがアキノを一時釈放したとしても、「マルコスはアキノを巡って当惑に直面する可能性がある。もし、〔アキノ〕元上院議員が、特にその殉教者イメージ〔後述〕でもって選挙運動を行うことが許されれば、間違いなく、彼は、自身の5年間もの投獄にただ1人責任を有している人物に対して、情け容赦なくかつ派手な選挙運動を展開するであろう。

³⁹ Gareth Porter, *The Politics of Counterinsurgency in the Philippines: Military and Political Options* (Honolulu: Center for Philippine Studies, University of Hawaii, 1987), pp. 32-36.

⁴⁰ Armando Malay Jr., “The Dialectics of Kaluwagon: Echoes of 1978 Debate”, in Third World Studies Center (University of the Philippines)(ed.) *Marxism in the Philippines Second Series* (Quezon City: Bade’s Publishing House Inc., 1988), p.10.

〔しかし他方で〕もしマルコスがアキノ〔からの批判〕の口封じをする
と、それがいかなる法的根拠によるものであれ、おそらく野党は、自分
の政敵と対決するのを恐れている〔弱腰である〕としてマルコスを攻撃
するであろう。もうひとつ、マルコスは、アキノが選挙で敗北し、その
時点から脅威ではありえなくなると計算しているという可能性もある⁴¹。
マルコスは、アキノ釈放問題を（個人的には釈放しても構わないとしな
がらも）司法および国家安全保障委員会（National Security Council）の
管轄事項だという態度をとり⁴²、結局、同委員会は、「共和国の安全にとっ
て危険である」との理由で、アキノの一時釈放を拒否したのであった⁴³。

(2) アキノと1978年選挙

マルコスは、選挙戦にあたって、戒厳令以前の伝統的エリートを中心
に与党『新社会運動（Kilusang Bagong Lipnan: KBL）』を結成した。これ
に対して、アキノは、LPエリート間での事前合意を覆しての選挙参加
という単独行動をとった結果、彼らとの関係において、いくつかの障害
に直面した。まず、旧LP党首のロハスは、アキノの行動を「裏切り」
として、アキノに『リベラル党』の名称を使用するのを禁止した。アキ
ノが新政党『人民の力（Lakas ng Bayan: LABAN = タガログ語で「闘い」
の意）』を結成したのはこうした理由によるものであった。また、彼ら
LPボイコット派の選挙協力を得ることができなかったアキノは、（彼
らの集票ネットワークに依拠した）全国的な選挙運動を展開する芽を絶
たれることになった⁴⁴。そこで、アキノは、LABANの立候補選挙区
としてマニラ首都圏を選択した。マニラ首都圏での立候補には、そこが
共産党マニラ・リサール地区委員会の活動拠点であるということに加え
て、（メディアの目の及ばない地方農村部とは異なり）政権側による不
正工作の可能性が極小化されるという利点があったからである（他方で、
この選択は、民主制時代からのアキノの政治的地盤であるタルラック州

⁴¹ *Far Eastern Economic review*, February 3, 1978, p. 20.

⁴² *Far Eastern Economic review*, March 3, 1978, pp. 10-11.

⁴³ *Far Eastern Economic review*, March 10, 1978, pp. 14-15.

⁴⁴ Thompson, "Searching for a Strategy", p. 212.

を「捨てる」ということも意味していた)⁴⁵。加えて、アキノは、(LPエリートに依存しない形で)「自前」で候補者をリクルートし擁立するという必要にも迫られた⁴⁶。マルコス、LABANの構成を、「旧社会」政治家の集合体であると評した(もっとも、KBLもこの点では同様であった)。しかし、LABAN候補者(全21人)の人的構成はそれほど単純ではなく、確かに、マセダ(Ernest Maceda)やミトラ(Ramon Mitra)のような(KBLに党籍変更しなかった)旧LPエリートも含まれていたが、同時に、共産党マニラ・リサール地区委員会から送り込まれた学生運動家や労働組合指導者、スラム社会活動家などを含んだ、「旧社会」エリートと左翼勢力の連合体であった⁴⁷。この意味で、同地区委員会は、LPエリートとの「決裂」から生じたアキノの政治的能力の低下を補う役割を果たしたのである。

それでもなお、LABANの政治資源は、マルコスのKBLと比較して圧倒的に不足していた。具体的には、パトロネージと政治資金、メディア露出度の圧倒的な格差、脆弱な集票ネットワーク、選挙運動における政府側の法的規制などである。これに、伝統的エリートと左翼勢力の連合体という組織的要因によって政策綱領作成に失敗したという事情も重なり、LABANの選挙運動は、「民主主義回復」というスローガンと並んで、実質的に、アキノによる個人的活動や「人物像」に立脚することとなった。まず、選挙期間も拘留されていたアキノの選挙運動を担ったのは、(後に大統領となる)コラソン・アキノ(Corazon Aquino)夫人と娘、および実姉といった「アキノ家」であった⁴⁸。加えて、アキノは、

⁴⁵ *Far Eastern Economic Review*, March 3, 1978, pp. 10-11.

⁴⁶ Thompson, "Searching for a Strategy", p. 212.

⁴⁷ *Far Eastern Economic Review*, March 3, 1978, pp. 10-11. Kit G. Machado, "The Philippines 1978: Authoritarian Consolidation Continues", *Asian Survey*, vol.19, no.2 (1979), pp. 132-133.

⁴⁸ *Far Eastern Economic Review*, March 3, 1978, pp. 10-11. 例えば、アキノの当時7歳の娘(Kris Aquino)は、大学構内における選挙運動で、「マイクに向かって椅子の上に立ち上がり、[アキノが] 拘留されている5年もの間、父親と一緒に住めなかったと不満げに話した時、感情が高ぶったのであった」。 *Far Eastern Economic Review*, March 10, 1978, p. 14.

獄中生活を通じて形成されたその「殉教者」イメージを前面に押し出すという戦術を採った。アキノは、戒厳令直後に逮捕され、翌73年8月、破壊活動防止法違反と殺人の容疑で軍事裁判所に起訴された。アキノは裁判への出廷を拒否したが、75年3月、軍事裁判所は、原告側証人として新人民軍関係者を含めた数人を重要証人として出廷させた。アキノはこれに抗議し、場合によっては死も辞さないとしてハンガーストライキに突入する。アキノが、83年に暗殺され「神格化」されるにともない有名になった一文「無意味な生よりも有意義な死を選ぶ (There comes a time in a man's life when he must prefer a meaningful death to a meaningless life)」とする一文をコラソンに宛てたのはこの頃である。アキノは、75年5月に病院に収容されてからもハンガーストライキを実行し、40日目の5月13日ようやくそれを停止した⁴⁹。LABANは、こうした経験から形成されたアキノの「殉教者」イメージとカリスマ性を積極的にアピールした。さらに、アキノは、選挙運動のための一時釈放を求めたマルコスへの公開書簡において、もし自由に選挙運動ができるのなら手錠と足球をつけられることも甘受すると記したように、フィリピンでは人々の同情心に訴える「お涙頂戴」的なアプローチが功を奏することにも気づいていた⁵⁰。他方、マルコスは、アキノが「犯罪者」であり、また「CIAの手先」であると強調してそのイメージの低下を狙った。アキノが『マグサイサイ・ボーイズ』の時代からCIAと密接な関係を有していたことは公然の事実であったが、アキノはマルコスの個人攻撃に対しても、その事実をとりたてて隠そうとはしなかった⁵¹。

⁴⁹ Wurfel, *Filipino Politics*, pp. 206-208. しかし他方で、ハンガーストライキの中絶から、アキノの「真剣さ」に対する疑念を感じた支持者もいたという。 *Far Eastern Economic review*, December 9, 1977, pp. 8-9.

⁵⁰ *Far Eastern Economic Review*, March 3, 1978, p. 11.

⁵¹ Walden Bello, "Benigno Aquino: Between Dictatorship and Revolution in the Philippines" *Third World Quarterly*, vol.6, no.2 (1984), p. 285. *Far Eastern Economic Review*, March 17, 1978, pp. 11-12. *Far Eastern Economic Review*, March 24, 1978, pp. 10-11. もっとも、アキノのCIAに対する関係の深さ、あるいは後者の活動における実際の貢献度については懐疑的な見方もある。これについては Bonner, *Waltzing with a Dictator*, pp. 103-105.

当時マニラに滞在していたランデ (Carl H. Lande) は、KBLとLABANの選挙運動および支持の実態を、次のように (対照的に) 描いている。

大多数の〔マニラ〕市民が〔野党〕陣営を支持しているのは明白であった。野党の地域集会は、労働者および中下層階級の人々で埋め尽くされ、彼らは何時間も立って、候補者が体制を批判するのを聞いていた。他方、政府側候補者の地域集会は、はるかに少ない人しか集めておらず、そのほとんどが、椅子やサンドイッチをあてがわれ、場合によっては出席料まで支払われた子供や地域下層民であった。政府側は、作戦を変更し、何千人もの十代の青少年を市中心部の集会場までバスで運んできた時だけ、盛大な支持という外観を作り上げることができたのである。

野党側は、その同調者に対して、投票前夜、15分間笛を鳴らしたりフライパンを叩いたりして騒音を出すことで支持を示すようにとの言葉を送った。約束された時間になり騒音が鳴り始めると、それは狂気のレベルにまで達し、市内の様々な場所で3、4時間ほど続いたのであった⁵²。

(3) 1978年選挙の帰結 —— 野党の敗北と先鋭化 ——

この「騒音運動」の成功から考えると、とりわけ (LABANが候補

⁵² Carl H. Lande, "Philippine Prospects after Martial Law", *Foreign Affairs*, vo.59 Summer (1981), pp. 1159-1160. またセローザは、その時の様子を以下のように表現している。「約束の時間は10時であった。その頃になると、『(アキノの愛称である) ニノイ』や『ラバン (LABAN)』といった叫び声が聞こえた。騒音が街中で爆発した。……群集がゆっくりと街頭に集まった。車、バイク乗り、行進者の一群がマニラの街頭を行進した。爆竹も鳴った。あらゆる地位の人々が街頭の抗議活動に参加した」。Albert F. Celozza, *Ferdinand Marcos and the Philippines: The Political Economy of Authoritarianism* (Connecticut: Praegen Publishers, 1997), p. 64.

者を送り込んだ) マニラ首都圏の市民の政治意識を刺激し、反マルコス感情を刺激するというアキノの選挙参加目的は一応達成された⁵³。しかし、選挙結果そのものについては、LABANの完全な敗北に終わった。つまり、首都圏選挙区定数の21人のLABAN候補者全員が落選したばかりか、アキノの得票順位ですら22位に甘んじたのである。かくして、マニラ首都圏選出分の議席はすべて、イメルダ・マルコス大統領夫人率いるKBLが獲得することとなった。全国的にも、KBLは選挙区選出分165議席中152議席を獲得した⁵⁴。

⁵³ *Far Eastern Economic Review*, April 14, 1978, p. 14.

⁵⁴ 78年選挙では、LABANが選挙参加したマニラ首都圏以外でも、KBLに党籍変更しなかった、もしくはマルコス陣営から離反した伝統的政治エリートによる地域政党が出現した。ザンボアング元市長のクリマコ (Cesar C. Climaco) が組織した『憂慮する市民連合 (Concerned Citizens Aggrupation: CCA, ミンダナオ西部)』、戒厳令下で情報相次官とカガヤン・デ・オロ市長を務めたカノイ (Reuben R. Canoy) らが結成したミンダナオ連合 (Mindanao Alliance, ミンダナオ北・南・西部)、中部ビザヤ選挙区のビザヤ連合 (Pysion Visaya) などである。野党は、パトロネージその他の政治的資源の不足に加え、既成二大政党エリートの多くがマルコス派へ党籍変更した結果、元来脆弱であった党組織がさらに地方ごとに分断されてしまったため、地域政党という形をとらざるをえなかった。開票の結果、ビザヤ連合は13議席を獲得し、またミンダナオ連合からはカノイが当選した (もっとも、ビザヤ連合は、表向きにはKBLへの反対派となっていたが、実際にはマルコスの息のかかった「トロイの木馬」であった)。他方、クリマコ率いるCCAは全員が落選したが、彼個人はザンボアングの過半数の票を獲得したという。Luzviminda G. Tancangco, "The Electoral System and Political Parties in the Philippines", in De Guzman and Reforma (eds.), *Government and Politics of the philippines*, pp. 94-95. Wurfel, *Filipino Politics*, p. 209. Mark M. Turner, "Politics during the Transition in Zamboanga City, 1984-1988", in Benedict J. Kerkvliet and Resil B. Mojares (eds.), *From Marcos to Aquino: Local Perspectives on Political Transition in the Philippines* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1991), pp. 14-15. (特にミンダナオ連合について言えることであるが) ミンダナオ地方を基盤とする地域政党出現の一因は、中央政府による経済開発政策から生じた反政府感情にあったという。すなわち、ココナツや砂糖きびといった輸出用一次産品を主要農産物としていたこの地域は、コメおよびトウモロコシ栽培地を対象としたマルコス体制下の農地改革の恩恵をほとんど受けなかった。クローニー優遇の砂糖・ココナツ生産体制再編によ

L A B A Nの敗北にはいくつかの要因が考えられた。まず、政府側の圧倒的に潤沢な政治資源に裏打ちされたパトロネージの配分があった。例えば、選挙直前にマルコスが、学校教員（彼らは投票監視の任務に当たることになっていた）に100ペソの昇給を実施すると同時に、25万戸にもよる教員用住宅を建設することを公約した。次に、不正の余地が大きいブロック式投票制の導入を始めとしたK B L側に有利な選挙制度と不正工作があった。マルコスは、投票日（4月7日）を、（しばしば体制に批判的な）大学生が帰省するイースター休日に合わせて設定し、L A B A Nへの票の流出を抑える一方で、マニラ滞在の政府職員に対しては、それぞれの帰省先の州ではなくマニラ首都圏で投票するよう指示した。同様に、マルコスおよびイメルダそれぞれの出身地であるイロコ

り、中小農場主や生産施設も打撃を被っていた。加えて、ミンダナオ地方は、農民や先住民にとって（立ち退きや環境破壊などの意味で）人的物的被害の大きい開発プロジェクトがしばしば実施された地域でもあった。Benedict J. Tria Kerkvliet, "Possible Demise of the Marcos Regime", *Crossroads*, vol.1, no.3 (1983), pp. 70-71, 73. なお、マルコス体制期の農地改革については、マリア・ロザリオ・ピケロ・パレスカス（角谷多佳子訳）『真の農地改革をめざして——フィリピン』国際書院、1995年；滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所、1976年；滝川勉「マルコス政権下における農地改革の展開と『緑の革命』」『アジア経済』第25巻5・6号（1984年）；Benedict J. Kerkvliet, "Land Reform in the Philippines since the Marcos Coup", *Pacific Affairs*, vol.47, no.3 (1974)；Benedict J. Kerkvliet, "Land Reform: Emancipation or Counterinsurgency?", in Rosenberg (ed.), *Marcos and Martial Law*, Chap.3；Yujiro Hayami, Ma. Agnes R. Quisumbing and Lourdes S. Adriano, *Toward an Alternative Land Reform Paradigm: A Philippine Perspective* (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1990), Chaps. 3, 4 and 7などがある。マルコス体制下でのココナッツ・砂糖業界の再編については、差し当たり、ベリンダ・アキノ（伊東美名子訳）『略奪の政治：マルコス体制下のフィリピン』同文館、1992年、第4章；Gary Hawes, *The Philippine State and the Marcos Regime: The Politics of Export* (Ithaca: Cornell University Press, 1987)を挙げておく。マルコス時代の開発政策に関する研究は多数に上るが、マルコス期のテクノクラートの「合理的／テクノクラティック」な価値観および開発政策が、少数民族や地域住民の伝統的価値観と対立しその抑圧につながったことについては、Roman Dubsky, *Technocracy and Development in the Philippines* (Quezon City: University of the Philippines Press, 1993), Chap.4. が参考になる。

ス北部地方とレイテ島出身マニラ首都圏市民にも、これらの地域にはKBL以外の政党が立候補していないということを理由として、マニラ首都圏での投票が許された。その他にも、投票箱への不正や集計データの改ざんなどの工作が行われたという⁵⁵。

また、LABAN候補者、とりわけアキノにかなりの同情票が集まったことも事実だが、少数の野党勢力を議会に送り込んだところで大した政治的变化は期待できず、したがって危険を冒してまでLABANに投票する必要はないとプラグマティックに行動した有権者も多数存在した。また、アキノについても、CIAとの関係を指摘されたことに加え、マルコスと戒厳令を批判しながらも、国外脱出の許可をマルコスに要求した(と伝えられていた)という一貫性のない行動もマイナスに作用した⁵⁶。

マルコス陣営の政治的資源、選挙委員会や国軍および官僚機構への影響力を考慮すれば、LABAN側の選挙勝利の可能性は著しく低かった(したがって、アキノも、国民の政治意識を刺激することを選挙参加の目的に挙げ、選挙勝利までは期待していなかった)。とはいえ、このことは、LABANの側に政治的組織的な問題点が存在しなかったということの意味するものではなかった。前述の事情から、LPボイコット派エリートによる選挙支援を得られなかったことに加えて、LABAN自体にも、内部的な分裂要因が存在していた。候補者間には、アキノやミトラといった旧LPエリート(「穏健派」と、共産党マニラ・リサール地区委員会系の活動家(「急進左翼」という2つのイデオロギー的ファクションに分裂し対立していた⁵⁷。こうした分裂的傾向は、同党旧LP系候補者のロドリゴ(Francisco Rodorigo)らが、LABANにおける共産党の政治的影響力を抑えこむ目的で、フィリピン社会民主党(Partido Demokratiko-Sosyalista ng Pilipinas: PDSP)系の活動家を選挙動員したこ

⁵⁵ *Far Eastern Economic Review*, March 10, 1978, pp. 14-15. *Far Eastern Economic Review*, April 14, 1978, pp. 12-14. *Far Eastern Economic Review*, April 21, 1978, p. 12. Machado, "The Philippines 1978", p. 133.

⁵⁶ Muego, "The Philippines", p. 225.

⁵⁷ *Ibid.*, pp. 225-226.

とにより⁵⁸、さらに拍車がかかることになった。そして、LABANの組織的脆弱性は、投票日直前、78年選挙のボイコットを公式方針として採用した共産党中央委員会からの指令により、同マニラ・リサール地区委員会がLABANとの政治的同盟関係から撤退したこと⁵⁹で決定的となったのである。

いずれにせよ、78年選挙期間中の政治空間の拡大は一時的なものであった。マルコス、前述の「騒音運動」を反乱として非難し、政治的な締め付け策を再び強化した。政府側の選挙不正工作に抗議したLABAN支持者らのデモ行進に対し、タニャーダら6名のLABAN指導者を始めとして、支持者ら500名が逮捕された。LABANの左翼系候補者も逮捕されるか行方不明となった⁶⁰。議会という限られた政治領域においてさえ、政治的排除と権力独占を緩和し、野党側に譲歩する意思がマルコスにはないことが明らかになったのである。

ここまで論じてきた戒厳令から1978年選挙までの政治過程は、伝統的野党政治家にいくつかの政治的教訓を与えた。サロンガやジョクノ、マカパガルらによる、戒厳令後閉鎖された政治的空間をこじ開けようとする運動および要求に対して、マルコスはきわめて不寛容であることが明らかになった。これは、78年選挙そのものについても同様であった。アキノはこの選挙から、マルコス体制においては、平和的な手法によっては政治権力の独占を切り崩すことは不可能であることを思い知った。彼ら野党エリートは、戒厳令体制の「正常化」なるものが見せかけだけのものであり、またそれは、彼ら野党ではなく、マルコスが想定し許可する範囲に収まるものでしかないことを改めて認識したのであった。このことは、もしかするとマルコスは自発的に政治権力を野党側と共有するかもしれないとわずかな望みをかけていたLABANを失望させると同時に、よりドラスティックな反マルコス活動が必要なのだと彼らに考え

⁵⁸ Tiglao, "The Consolidation of the Dictatorship", pp. 62-63.

⁵⁹ Thompson, "Searching for a Strategy", p. 218. アキノの立場からは「裏切り」として認識されたこの一件は、アキノに共産党への嫌悪感を決定的に植え付けることになった。Ibid., pp. 230, 322-323.

⁶⁰ *Far Eastern Economic Review*, April 21, 1978, pp. 10-13.

伝統的エリート民主主義の「復権なき復活」(4)

させることになった。亡命中のマンガラプスが発行する在米反体制紙『フィリピン・ニュース』は、選挙直後、次のように論じ、その後の反マルコス闘争の方向を「予言」している。

4月7日選挙は、マルコス一族がフィリピン人のもとを去るとするなら、それはたった一つの方策によってしかありえないということを誰の目にも明らかにした。その方策とは、すなわち「武力」である。

(中略)

いわゆる4月7日選挙の…成果…は、最も穏健な…フィリピン人にすら、および内外のあらゆる政治観察者に、フィリピンにおける自由は、過去同様、流血によってしか回復されえないと確信させたことであった⁶¹。

第3節 都市武力闘争——『点火運動』と『4月6日運動』——

こうして、一部の伝統的エリートは、「旧社会」時代同様、政治暴力という手段を通じて、マルコスに政治的影響力を行使しようと試みることになった。

しかし、戒厳令後、政治的物的に武装解除された彼らエリートが、マルコス体制に対して正面から武力抵抗を仕掛けるというのは非現実的な戦略であった。仮に、彼らがそのような形での武力抵抗を行うとするなら、反体制勢力の中で最大の軍事力を持つ共産党およびその軍事組織である新人民軍と手を結ぶという選択肢もありえた。しかし、78年選挙における共産党のLABAN支援からの撤退によって、両党の関係は冷え切ってしまった。そこで、武力闘争を試みる伝統的エリートが目をつけたのは、戒厳令後に反マルコス武装活動の必要性を認識し始め、その内部で武力組織を形成し始めていた社会民主党内の急進派グループで

⁶¹ “Marcoses Leave Filipinos with Only One Solution”, *Philippine News*, April 15-21, 1978. San Francisco, California. Cited in De Dios, Daroy, Kalaw-Tirol (eds.) *Dictatorship and Revolution*, p. 451.

あった⁶²。

もっとも、急進的社会民主主義者と一部の伝統的エリートの政治的共同作業としての武力闘争は、共産党と新人民軍によるそれとは規模、手段（戦術）、目的の点で大きな違いがあった。まず、79年時点での新人民軍が、（統計によって差はあるが）概ね2000人から5000人の兵力を擁していたのに対し⁶³、社会民主党内の急進的勢力の数はわずかに20ないし50人と、きわめて少数である上に、確固たる社会的基盤や組織を有しているわけでもなかった⁶⁴。その結果、戦術的にも、後者は（前者のような「農村から都市を包囲する」毛沢東型の持久戦ではなく）放火や建築物の爆破といった、都市における小規模の、したがってシンボリックな活動形態を採ることになった。そして、その目的も、マルコスの国外追放であるとか、いわんやフィリピン社会の革命的な変革ではなく、むしろ単にマルコスに対して政治権力の共有や権力へのアクセスの開放、公正選挙の実施といったことについて圧力をかけ交渉を促す、というものであった⁶⁵。

『4月6日解放運動（April 6 Liberation Movement）』（後述）の中心的人物であったシナキス（Steve Psinakis）によれば、反マルコス都市武力闘争の実行に関する決定が固まったのは、1979年の夏ごろであるという⁶⁶。シナキスは、戒厳令後、マルコスによって資産を接収され、アメリカへ亡命したE・ロペスの娘婿であり、ロペス財閥の中核企業であっ

⁶² Tiglao, “The Consolidation of the Dictatorship”, pp. 62-63.

⁶³ Richard J. Kessler, *Rebellion and Repression in the Philippines* (New Heaven and London: Yale University Press, 1989), p. 56, Table 3.1. Patricio N. Abinales, “When a Revolution Devours its Children before Victory: Operasyon Kampanyang Aho and the Tragedy of Mindanao Communism”, in Patricio N. Abinales (eds.) *The Revolution Falters: The Left in Philippine Politics after 1986* (New York: Cornell Southeast Asia Program Publications, 1996), p. 169, Table 1.

⁶⁴ *Far Eastern Economic Review*, September 26, 1980, p. 16.

⁶⁵ De Dios, “The Erosion of the Dictatorship”, p. 72.

⁶⁶ Steve Psinakis, *Two “Terrorists” Meet* (San Francisco: Alchemy Books, 1981). Cited in Lewis E. Gleeck, Jr. *President Marcos and the Philippine Political Culture* (Manila: Loyal Printing Inc., 1987), pp. 184-185.

たマニラ電力会社の重役を務めた人物である⁶⁷。「マルコス体制の『安定性』はごく少数の細い糸によって支えられているのであり、十分に組織された都市ゲリラ計画であれば簡単に断ち切れる」というのが彼の考えであった⁶⁸。そこで最初に結成された武装闘争勢力が、オラゲル (Eduardo Olaguer) を中心とする『点火運動 (Light A Fire Movement)』であった。

オラゲルは、フィリピンの日刊紙『ビジネス・デー』の副社長やマニラの有名ビジネス・スクールであるアジア経営学院 (Asian Institute of Management) の非常勤講師、バス会社社長を務め、ハーバード大学への留学経験も有するフィリピン国内有数の実業家であると同時に、マルコス体制下のクローニー資本主義などの寡頭制的性質を批判してきた人物でもあった⁶⁹。オラゲルがこの活動にかかわることになった背景には、76年の時点からアキノやマンガラスと (間接的に) 接触してきたイエズス会修道士の実兄の存在があった⁷⁰。そして、オラゲルの政治的自信の源泉となったのは、78年選挙前日、4月6日の「騒音運動」の成功であった。彼は、都市部におけるテロ活動が、「騒音運動」で実証されたマニラ首都圏市民の反マルコス感情に「点火」し、政治的な騒擾を引き起こすことでマルコス体制に打撃を与えることができると考えたのである (また、その計画には、拘留中のアキノの脱獄計画も含まれていた)。オラゲルは、78年に渡米し、マンガラスをはじめとする『自由フィリピン運動』関係者と接触し、資金援助などを取り付けたほか、78年選挙のLABAN候補者であったミトラや、アキノの実兄 (Paul Aquino) らによる計画実行および資金援助協力も獲得した。その他、『点火運動』の中核を形成したのは、オラゲルの財界における知人や (彼の実兄を経由しての) 教会関係者らであり、「点火運動は、狭い社会的基盤しか持たないエリート集団であった」⁷¹。

⁶⁷ 第4章第1節(2)参照。

⁶⁸ Psinakis, *Two "Terrorists" Meet*, p.90. Cited in Wurfel, *Filipino Politics*, p. 246.

⁶⁹ Wurfel, *Filipino Politics*, p. 244.

⁷⁰ Thompson, "Searching for a Strategy", pp. 207-208, 238.

⁷¹ *Ibid.*, pp. 239-246. *Far Eastern Economic review*, February 1, 1980, p. 21-22.

『点火運動』による放火活動は、79年後半から実行された。その標的は、選挙委員会の建物や（マルコスおよびそのクローニーが所有していた）マニラ市内の高級ホテルや百貨店、マニラ湾に浮かぶ洋上カジノなどであった。しかし、これらの活動は、その戦術的稚拙も一因となって⁷²、マルコス体制を不安定化させることはもとより、政治的譲歩を引き出すことすらできなかつたといつてよい。そして78年年末、『点火運動』活動家の一人が、爆発物をアメリカからフィリピンに持ち込もうとしたところを発見されたことが契機となって、オラゲルをはじめとする15名が逮捕された。オラゲルの自宅からも爆発物が発見されたが、それを持ち込んだのは、前述のシナキスであった⁷³。

『点火運動』の失敗は、そうした活動自体実効性に乏しいとする見解と、マルコスから政治的譲歩を引き出すには都市武力闘争のさらなる洗練化が必要だとする見解の間の論争を関与者の間に引き起こした。前者に属するのがマンガラプスであり、以降、彼は、都市ゲリラ闘争から撤退する。そのマンガラプスと入れ替わる形で、この闘争の中核に参加したのが、後者に属するアキノであった。そしてアキノは、シナキスとともに、社会民主党内の急進派勢力を中核とする『4月6日解放運動』（1980年4月6日結成）の活動を支援することになる。ここでのアキノの狙いは、この運動を通じて、マルコスに対しては戒厳令解除や大統領選挙実施に関する政治的交渉力を高めると同時に、他の伝統的エリート（および共産党—新人民軍の左翼勢力）に対する政治的主導権を確保することにあつた⁷⁴。アキノは、戒厳令を即時解除しなければ、（新人民軍が主導する）農村部のみならず、都市部でもゲリラ活動が展開されると

⁷² 例えば、『点火運動』の「兵力」の実態は、単にガソリン入り容器に発火装置を取り付けただけの、きわめて簡素なものであつたという。

⁷³ *Far Eastern Economic review*, January 18, 1980, p.28.

⁷⁴ Thompson, "Searching for a Strategy", pp. 250-253. なお、『4月6日運動』の名称は、「騒音運動」を実施した78年IBP選挙前日の日付に由来する。また、アキノは、80年5月、心臓手術の必要性が生じたのを機に釈放され、アメリカへ出国していた。アキノ出国に関しては、(83年8月の帰国および暗殺とともに)次章で論じる。

述べるとともに、マルコスに対して次のような警鐘を発した。

…8年間もの独裁の後、フィリピン人は政治的諸権利を失ったのみならず、甚だしい経済的失政とおびただしい汚職と腐敗によって、その生活水準も72年水準の50%にまで落ち込んでしまった。私は、大規模な都市ゲリラ戦の開始計画の話を伝えられたことがある。そこでは、建築物が爆破され、戦争行為や政治犯への野放図な拷問に加わった軍人とともに、大統領の腐敗したクローニーや閣僚が暗殺されるだろうというのだ。観光産業を崩壊させようという計画がある。我々国民を容赦なく搾取し、大統領府とのコネで莫大な利益をあげた腐敗した外国人の子供を誘拐するという計画もある。……要するに、非常に近いうちに、フィリピンは、1950年代のフク団…の最盛期に経験したよりも壊滅的で破壊的な新種の戦乱の目撃者となるであろう⁷⁵。

アキノ自身と『4月6日解放運動』は、いずれも、アキノのこの都市武力闘争への関与を公式には認めていない。しかし、「アキノは我々人民の集結地点たりうる人物である」⁷⁶、「[アキノだけが]我々の歴史上最も重要な時期に我々人民を統一できる」⁷⁷という同運動による（以下の諸事件での）犯行声明から伺えるように、そのアキノ支持の姿勢は明確であり、実際、同運動の活動は、アキノとの連絡のもとで実行されていると報じられていた⁷⁸。

『4月6日解放運動』の活動計画は、まず、政府およびクローニー所有の建築物や施設を爆破・破壊し、次いで、政府高官やその親族（これ

⁷⁵ “The Filipino Is Worth Dying For,” Speech of Former Senator Benigno S. Aquino, Asia Society, New York, August 4, 1980 (Extract). Cited in De Dios, Daroy, Kalaw-Tirol (eds.), *Dictatorship and Revolution*, p. 456-459.

⁷⁶ *Far Eastern Economic Review*, August 29, 1980, p.12.

⁷⁷ *Far Eastern Economic Review*, October 10, 1980, p.22.

⁷⁸ *Far Eastern Economic Review*, September 26, 1980, p.16.

には当時アメリカ留学中のマルコスの息子も含まれていたという)を誘拐・暗殺するという二段階のものであり、最終的には、これらを通じて、マルコス体制の対外的信用を低下させ、投資や観光業へ打撃を与えることが目標とされた⁷⁹。かくして、同運動は、80年8月から10月にかけて、マニラ首都圏内のクローニー所有の銀行や映画館、企業、ホテル、政府機関の爆破活動を行った。とりわけ、政府と民間企業の計7つの施設を破壊した9月12日の爆弾テロは、死者1名、負傷者32名を出す惨事となった⁸⁰。そして、マルコス体制の対外的イメージにダメージを与える上で、最も「効果的」であったのが、10月19日の、アメリカ旅行代理店協会(American Society of Travel Agents)国際年次総会マニラ大会での爆弾事件であった。10月に入り、『4月6日解放運動』は、一般観光客に向けてフィリピン訪問を差し控えるよう警告するとともに、同大会の主催者に対しても、大会開催と出席を中止するよう、事前に警告文書を送りつけていた。しかし、フィリピン政府が、会場付近の警備増強を約束したことで、大会主催者は警告文書をプロパガンダであると無視し、予定通り大会を開催することに決定した。大会の席上、来賓として出席していたマルコス、5000人の出席者を前に、戒厳令下にはあるもののフィリピンは十分民主的であり、テロや無秩序は過去の遺物であると開会の辞を述べた。その途端、会場の後方で爆発が発生した。会場はパニックに陥り、出席者の大半は大急ぎでフィリピンを離れ、大会はキャンセルされることになった。この一件は、20人を病院送りにするとともに、(この事件で、フィリピンの観光産業は10年前の状態に戻ってしまったと政府観光省の役人がコメントしたように)「マルコスの自尊心のみならず、魅力的な観光地としてのフィリピンの評判に対する痛烈な一撃となったのである」⁸¹。

事件後の80年12月、マルコスはイメルダをニューヨークに派遣し、『4月6日解放運動』との政治的妥協を模索する姿勢を見せた。イメルダは

⁷⁹ De Dios, "The Erosion of the Dictatorship", p. 74.

⁸⁰ *Far Eastern Economic Review*, September 19, 1980, p.14.

⁸¹ *Far Eastern Economic Review*, October 24, 1980, p.12.

アキノおよびシナキスと私的会談の機会を設け、マルコス側と野党勢力との間の平和的交渉に向けた「一時停戦」に合意した⁸²。しかし、その一方で、マルコスは、国内外の反マルコス派エリートによる政治活動の締め付けにも着手した。アキノやサロンガ、マンガラプス、オスメーニャ、E・ロペス、シナキスらの逮捕が命じられるとともに、マンガラプスに対しては、『点火運動』への関与容疑で欠席裁判が行われた⁸³。また、アメリカ・レーガン政権下の82年初頭、(カーター政権時代にはマルコスからの要求にもかかわらず立法化されなかった)米比間の刑事犯身柄引渡し条約が締結されたことで、『4月6日解放運動』活動家の政治的活動の余地は大きく制限されることになったのである⁸⁴。同運動と『点火運動』という伝統的エリートを中核とした2つの都市ゲリラ闘争は、狭い社会的基盤しか持たないエリート主義的な性質に加えて、その手段の「過激さ」ゆえに、フィリピン国民の広範な支持を得ることはなかった。さらに、以下にみるように、フィリピン政治体制の「正常化」を、彼らの望む「民主的選挙の回復」という方向に進ませることに失敗することになる。

⁸² Gleek, *President Marcos and the Philippine Political Culture*, pp. 192-193.

⁸³ *Far Eastern Economic Review*, October 24, 1980, p.12. *Far Eastern Economic Review*, November 14, 1980, p.30.

⁸⁴ *Far Eastern Economic Review*, October 31, 1980, p.14. *Far Eastern Economic Review*, January 22, 1982, p.18.